

岡崎市議会議案

令和 8 年 3 月 定例会

令和 8 年 3 月 岡崎市議会定例会議案目録

議案番号	件 名	ページ
承認 1	令和 7 年度岡崎市一般会計補正予算の専決処分について	7
1	包括外部監査契約について	13
2	特定事業の契約の変更について（岡崎市龍北総合運動場整備事業）	15
3	特定事業の契約の変更について（岡崎げんき館整備運営事業）	17
4	特定事業の契約の変更について（岡崎市火葬場整備運営事業）	19
5	工事請負の契約について（岡崎市福岡南保育園大規模改修工事（週休 2 日））	21
6	特定事業の契約の変更について（岡崎市こども発達センター等整備運営事業）	23
7	市道路線の廃止について	25
8	市道路線の認定について	29
9	工事請負に関する契約について（一般国道 1 号への都市計画道路岡崎環状線事業に伴う岡崎地区交差点改良工事（仮称）の委託）	35
10	財産の無償貸付け及び減額貸付けの変更について（岡崎駅西口自転車等駐車場用地活用事業に係る施設の用地）	37
11	財産の無償貸付け及び減額貸付けの変更について（東岡崎駅周辺地区整備北東街区有効活用事業用地（その 1））	39
12	財産の無償貸付け及び減額貸付けの変更について（東岡崎駅周辺地区整備北東街区有効活用事業用地（その 2））	41
13	工事請負に関する契約の変更について（名鉄名古屋本線東岡崎駅の交通施設整備事業（第 2 期分）に関する工事の委託）	43
14	財産の交換について	45
15	和解及び損害賠償の額を定めることについて	49
16	特定事業の契約の変更について（岡崎市西部学校給食センター整備事業）	51
17	特定事業の契約の変更について（岡崎市立小中学校空調設備整備事業）	53
18	岡崎市手数料条例の一部改正について	55

19	岡崎市附属機関設置条例の一部改正について	57
20	岡崎市の債権の管理に関する条例の一部改正について	59
21	岡崎市行政手続条例の一部改正について	61
22	岡崎市職員定数条例の一部改正について	63
23	岡崎市職員の給与に関する条例等の一部改正について	65
24	岡崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	69
25	岡崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	71
26	岡崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	73
27	岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	87
28	岡崎市地域交流センター条例の一部改正について	89
29	町及び字の新設に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	91
30	岡崎市印鑑登録条例の一部改正について	95
31	岡崎市竜美丘会館条例の廃止について	97
32	アジア・アジアパラ競技大会の開催に伴う中央総合公園スポーツ施設の管理の特例に関する条例の制定について	99
33	岡崎市介護保険条例の一部改正について	101
34	岡崎市国民健康保険条例の一部改正について	105
35	岡崎市食文化の継承及び振興に関する条例の制定について	113
36	岡崎市保育所条例及び岡崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部改正について	115
37	岡崎市火災予防条例の一部改正について	117
38	岡崎市水道事業給水条例の一部改正について	119
39	岡崎市下水道条例の一部改正について	121
40	岡崎市衛生設備資金貸付条例の一部改正について	123

41	岡崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	125
42	岡崎市農業集落排水処理施設条例の一部改正について	127
43	令和7年度岡崎市一般会計補正予算（第11号）	129
44	令和7年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）	147
45	令和7年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	149
46	令和7年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	155
47	令和7年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）	159
48	令和7年度岡崎市継続契約集合支払特別会計補正予算（第2号）	163
49	令和7年度岡崎市こども発達医療センター特別会計補正予算（第3号）	167
50	令和7年度岡崎市岡崎駅東土地区画整理事業清算金特別会計補正予算（第1号）	171
51	令和7年度岡崎市宮崎財産区特別会計補正予算（第2号）	175
52	令和7年度岡崎市形埜財産区特別会計補正予算（第2号）	179
53	令和7年度岡崎市病院事業会計補正予算（第3号）	183
54	令和7年度岡崎市水道事業会計補正予算（第3号）	185
55	令和7年度岡崎市下水道事業会計補正予算（第4号）	189
56	令和8年度岡崎市一般会計予算	193
57	令和8年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計予算	209
58	令和8年度岡崎市国民健康保険事業特別会計予算	213
59	令和8年度岡崎市後期高齢者医療特別会計予算	219
60	令和8年度岡崎市介護保険特別会計予算	223
61	令和8年度岡崎市継続契約集合支払特別会計予算	227
62	令和8年度岡崎市額田北部診療所特別会計予算	231

63	令和8年度岡崎市こども発達医療センター特別会計予算	235
64	令和8年度岡崎市岡崎駅東土地区画整理事業清算金特別会計予算	239
65	令和8年度岡崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	243
66	令和8年度岡崎市宮崎財産区特別会計予算	247
67	令和8年度岡崎市形埜財産区特別会計予算	251
68	令和8年度岡崎市病院事業会計予算	255
69	令和8年度岡崎市水道事業会計予算	259
70	令和8年度岡崎市下水道事業会計予算	263

令和 8 年承認第 1 号

令和 7 年度岡崎市一般会計補正予算の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第 3 項の規定により議会の承認を求める。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、補正予算（専決第1号）を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和8年1月14日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

令和7年度岡崎市一般会計補正予算（専決第1号）

令和7年度岡崎市の一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ178,134千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162,543,814千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
17	県支出金	11,575,779	175,710	11,751,489
	3 委託金	1,153,434	175,710	1,329,144
20	繰入金	7,591,061	2,424	7,593,485
	2 基金繰入金	7,422,414	2,424	7,424,838
	歳入合計	162,365,680	178,134	162,543,814

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	15,636,500	178,134	15,814,634
	5 選挙費	158,050	178,134	336,184
	歳出合計	162,365,680	178,134	162,543,814

包括外部監査契約について

次のとおり、包括外部監査契約を締結するものとする。

令和8年2月27日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 契約目的
包括外部監査契約に基づく監査及び当該監査の結果に関する報告
- 2 契約期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 契約金額
11,258,000円を上限とする額
- 4 支払方法
監査の結果に関する報告書提出後に一括払い
- 5 契約の相手方
名古屋市名東区上菅一丁目604番地の1
公認会計士 都 成哲

(理由)

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により必要があるによる。

令和8年第2号議案

特定事業の契約の変更について

令和7年3月21日議決「特定事業の契約の変更について（岡崎市龍北総合運動場整備事業）」を経て締結した特定事業の契約について、次のように変更するものとする。

令和8年2月27日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

「4 契約金額」中「5,357,224,512円」を「5,399,503,892円」に改める。

（理由）

この案を提出したのは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により必要があるによる。

令和8年第3号議案

特定事業の契約の変更について

令和7年3月26日専決「特定事業の契約の変更の専決処分について（岡崎げんき館整備運営事業）」を経て締結した特定事業の契約について、次のように変更するものとする。

令和8年2月27日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

「4 契約金額」中「12,004,669,543円」を「12,097,379,967円」に改める。

（理由）

この案を提出したのは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により必要があるによる。

令和8年第4号議案

特定事業の契約の変更について

令和7年3月21日議決「特定事業の契約の変更について（岡崎市火葬場整備運営事業）」を経て締結した特定事業の契約について、次のように変更するものとする。

令和8年2月27日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

「4 契約金額」中「5,715,307,535円」を「5,745,932,497円」に改める。

（理由）

この案を提出したのは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により必要があるによる。

工事請負の契約について

次のとおり、工事請負の契約を締結するものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

1 契約目的

岡崎市福岡南保育園大規模改修工事（週休 2 日）

2 工事概要

(1) 管理保育棟大規模改修

鉄筋コンクリート造 2 階建て 延べ792.72平方メートル

外部改修工事一式

内部改修工事一式

(2) 屋外倉庫棟及び便所・倉庫棟増築

屋外倉庫棟 木造平家建て 延べ24.84平方メートル

便所・倉庫棟 木造平家建て 延べ17.39平方メートル

(3) 外構工事一式

3 契約方法

一般競争入札

4 契約金額

222,970,000円

5 完成期限

令和 9 年 3 月 19 日

6 契約の相手方

岡崎市唐沢町一丁目25番地

サンモク工業株式会社

（理由）

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は

処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第2条の規定により必要がある
による。

令和8年第6号議案

特定事業の契約の変更について

令和7年3月21日議決「特定事業の契約の変更について（岡崎市こども発達センター等整備運営事業）」を経て締結した特定事業の契約について、次のように変更するものとする。

令和8年2月27日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

「4 契約金額」中「5,863,097,622円」を「5,913,020,974円」に改める。

（理由）

この案を提出したのは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により必要があるによる。

市道路線の廃止について

次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

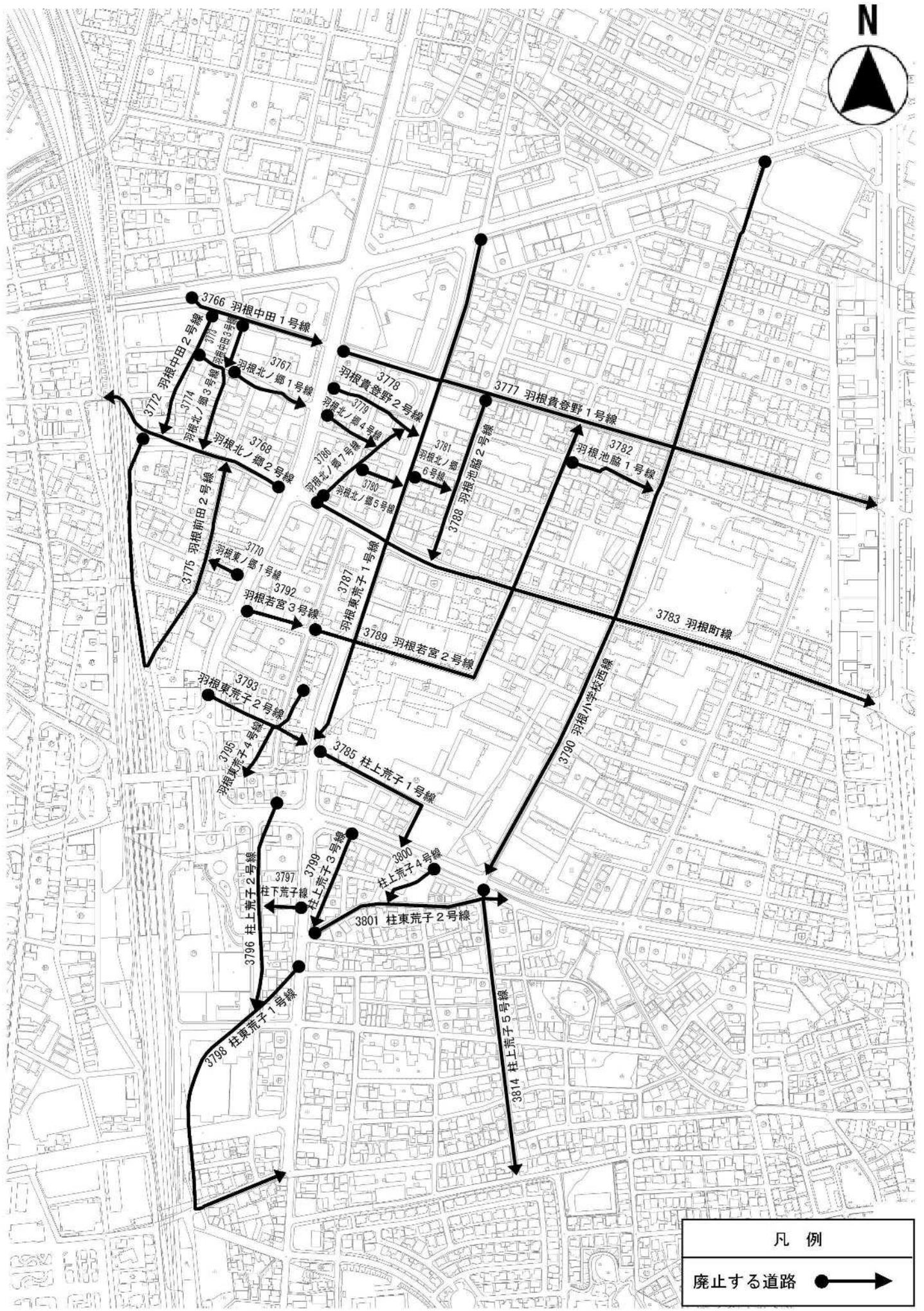
路線番号	路線名	起 点
		終 点
3 7 6 6	羽根中田 1 号線	岡崎市羽根町字中田
		岡崎市羽根町字中田
3 7 6 7	羽根北ノ郷 1 号線	岡崎市羽根町字北ノ郷
		岡崎市羽根町字北ノ郷
3 7 6 8	羽根北ノ郷 2 号線	岡崎市羽根町字北ノ郷
		岡崎市羽根町字北ノ郷
3 7 7 0	羽根東ノ郷 1 号線	岡崎市羽根町字東ノ郷
		岡崎市羽根町字東ノ郷
3 7 7 2	羽根中田 2 号線	岡崎市羽根町字中田
		岡崎市羽根町字北ノ郷
3 7 7 3	羽根中田 3 号線	岡崎市羽根町字中田
		岡崎市羽根町字中田
3 7 7 4	羽根北ノ郷 3 号線	岡崎市羽根町字北ノ郷
		岡崎市羽根町字北ノ郷
3 7 7 5	羽根前田 2 号線	岡崎市羽根町字前田
		岡崎市羽根町字前田
3 7 7 7	羽根貴登野 1 号線	岡崎市羽根町字貴登野
		岡崎市羽根北町 4 丁目
3 7 7 8	羽根貴登野 2 号線	岡崎市羽根町字貴登野
		岡崎市羽根町字池下

3 7 7 9	羽根北ノ郷 4 号線	岡崎市羽根町字北ノ郷
		岡崎市羽根町字北ノ郷
3 7 8 0	羽根北ノ郷 5 号線	岡崎市羽根町字北ノ郷
		岡崎市羽根町字北ノ郷
3 7 8 1	羽根北ノ郷 6 号線	岡崎市羽根町字北ノ郷
		岡崎市羽根町字池下
3 7 8 2	羽根池脇 1 号線	岡崎市羽根町字池脇
		岡崎市羽根町字池脇
3 7 8 3	羽根町線	岡崎市羽根町字北ノ郷
		岡崎市羽根北町 5 丁目
3 7 8 5	柱上荒子 1 号線	岡崎市柱町字上荒子
		岡崎市柱町字上荒子
3 7 8 6	羽根北ノ郷 7 号線	岡崎市羽根町字北ノ郷
		岡崎市羽根町字北ノ郷
3 7 8 7	羽根東荒子 1 号線	岡崎市羽根北町 2 丁目
		岡崎市羽根町字東荒子
3 7 8 8	羽根池脇 2 号線	岡崎市羽根町字池脇
		岡崎市羽根町字池下
3 7 8 9	羽根若宮 2 号線	岡崎市羽根町字若宮
		岡崎市羽根町字池脇
3 7 9 0	羽根小学校西線	岡崎市戸崎町字越舞
		岡崎市柱曙一丁目
3 7 9 2	羽根若宮 3 号線	岡崎市羽根町字若宮
		岡崎市羽根町字若宮
3 7 9 3	羽根東荒子 2 号線	岡崎市羽根町字東荒子
		岡崎市羽根町字東荒子
3 7 9 5	羽根東荒子 4 号線	岡崎市羽根町字東荒子
		岡崎市羽根町字東荒子
3 7 9 6	柱上荒子 2 号線	岡崎市柱町字上荒子
		岡崎市柱町字東荒子
3 7 9 7	柱下荒子線	岡崎市柱町字下荒子
		岡崎市柱町字下荒子
3 7 9 8	柱東荒子 1 号線	岡崎市柱町字東荒子
		岡崎市柱町字鐘場

3799	柱上荒子3号線	岡崎市柱町字上荒子
		岡崎市柱町字上荒子
3800	柱上荒子4号線	岡崎市柱町字上荒子
		岡崎市柱町字上荒子
3801	柱東荒子2号線	岡崎市柱町字東荒子
		岡崎市柱町字東荒子
3814	柱上荒子5号線	岡崎市柱町字上荒子
		岡崎市柱町字福部池

(理由)

この案を提出したのは、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により必要があるによる。



凡例
● → 廃止する道路

市道路線の認定について

次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

令和8年2月27日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

路線番号	路線名	起 点
		終 点
3777	羽根北町線	岡崎市羽根北町5丁目
		岡崎市羽根町字貴登野
3783	羽根町線	岡崎市羽根東町2丁目
		岡崎市羽根町字若宮
3787	羽根東荒子1号線	岡崎市羽根北町2丁目
		岡崎市羽根町字北ノ郷
3790	羽根小学校西線	岡崎市戸崎町字越舞
		岡崎市羽根町字池下
3814	柱上荒子5号線	岡崎市柱町字東荒子
		岡崎市柱町字福部池
6798	駅東6号線	岡崎市羽根町字中田
		岡崎市羽根町字中田
6799	駅東7号線	岡崎市羽根町字中田
		岡崎市羽根町字前田
6800	駅東8号線	岡崎市羽根町字北ノ郷
		岡崎市羽根町字北ノ郷
6801	駅東9号線	岡崎市羽根町字北ノ郷
		岡崎市羽根町字前田
6802	駅東10号線	岡崎市羽根町字北ノ郷
		岡崎市羽根町字中田

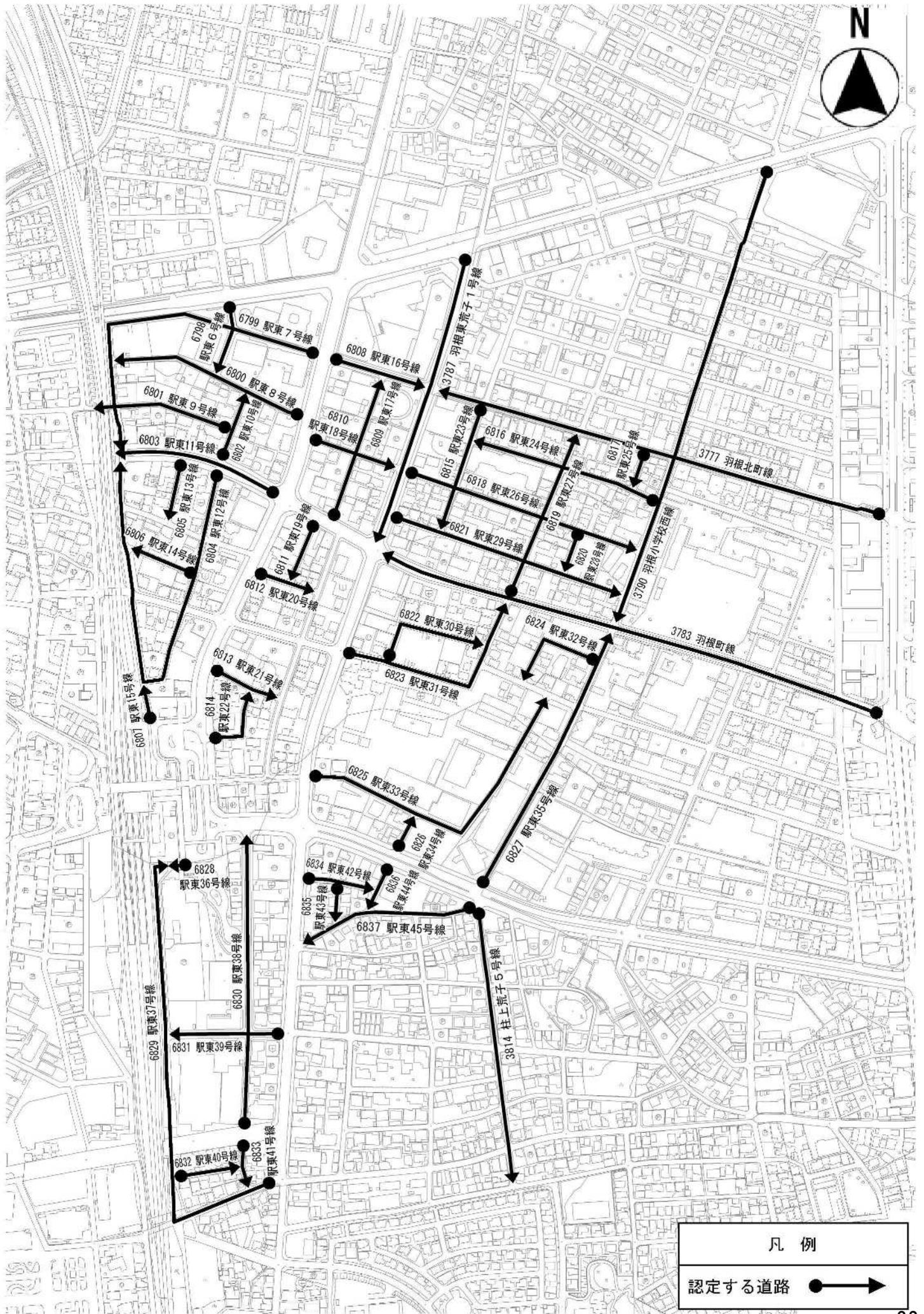
6 8 0 3	駅東11号線	岡崎市羽根町字北ノ郷
		岡崎市羽根町字前田
6 8 0 4	駅東12号線	岡崎市羽根町字前田
		岡崎市羽根町字前田
6 8 0 5	駅東13号線	岡崎市羽根町字前田
		岡崎市羽根町字前田
6 8 0 6	駅東14号線	岡崎市羽根町字東ノ郷
		岡崎市羽根町字東ノ郷
6 8 0 7	駅東15号線	岡崎市羽根町字東ノ郷
		岡崎市羽根町字東ノ郷
6 8 0 8	駅東16号線	岡崎市羽根町字貴登野
		岡崎市羽根町字貴登野
6 8 0 9	駅東17号線	岡崎市羽根町字北ノ郷
		岡崎市羽根町字貴登野
6 8 1 0	駅東18号線	岡崎市羽根町字北ノ郷
		岡崎市羽根町字北ノ郷
6 8 1 1	駅東19号線	岡崎市羽根町字若宮
		岡崎市羽根町字若宮
6 8 1 2	駅東20号線	岡崎市羽根町字東ノ郷
		岡崎市羽根町字若宮
6 8 1 3	駅東21号線	岡崎市柱町字東荒子
		岡崎市柱町字東荒子
6 8 1 4	駅東22号線	岡崎市柱町字東荒子
		岡崎市柱町字東荒子
6 8 1 5	駅東23号線	岡崎市羽根町字池脇
		岡崎市羽根町字池脇
6 8 1 6	駅東24号線	岡崎市羽根町字池脇
		岡崎市羽根町字池下
6 8 1 7	駅東25号線	岡崎市羽根町字池脇
		岡崎市羽根町字池脇
6 8 1 8	駅東26号線	岡崎市羽根町字北ノ郷
		岡崎市羽根町字池脇
6 8 1 9	駅東27号線	岡崎市羽根町字池下
		岡崎市羽根町字池脇

6 8 2 0	駅東28号線	岡崎市羽根町字池脇
		岡崎市羽根町字池下
6 8 2 1	駅東29号線	岡崎市羽根町字北ノ郷
		岡崎市羽根町字池下
6 8 2 2	駅東30号線	岡崎市羽根町字若宮
		岡崎市羽根町字若宮
6 8 2 3	駅東31号線	岡崎市羽根町字若宮
		岡崎市羽根町字若宮
6 8 2 4	駅東32号線	岡崎市羽根町字長田
		岡崎市羽根町字若宮
6 8 2 5	駅東33号線	岡崎市柱町字上荒子
		岡崎市羽根町字若宮
6 8 2 6	駅東34号線	岡崎市柱町字上荒子
		岡崎市柱町字上荒子
6 8 2 7	駅東35号線	岡崎市柱町字上荒子
		岡崎市羽根町字長田
6 8 2 8	駅東36号線	岡崎市柱町字下荒子
		岡崎市羽根町字東荒子
6 8 2 9	駅東37号線	岡崎市針崎町字東カンジ
		岡崎市羽根町字東荒子
6 8 3 0	駅東38号線	岡崎市柱町字東荒子
		岡崎市羽根町字東荒子
6 8 3 1	駅東39号線	岡崎市柱町字東荒子
		岡崎市柱町字東荒子
6 8 3 2	駅東40号線	岡崎市柱町字鐘場
		岡崎市柱町字鐘場
6 8 3 3	駅東41号線	岡崎市柱町字東荒子
		岡崎市柱町字鐘場
6 8 3 4	駅東42号線	岡崎市柱町字上荒子
		岡崎市柱町字上荒子
6 8 3 5	駅東43号線	岡崎市柱町字上荒子
		岡崎市柱町字上荒子
6 8 3 6	駅東44号線	岡崎市柱町字上荒子
		岡崎市柱町字上荒子

6 8 3 7	駅東45号線	岡崎市柱町字東荒子
		岡崎市柱町字東荒子

(理由)

この案を提出したのは、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により必要があるによる。



工事請負に関する契約について

次のとおり、工事請負に関する契約を締結するものとする。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

1 契約目的

一般国道 1 号への都市計画道路岡崎環状線事業に伴う岡崎地区交差点改良
工事（仮称）の委託

2 工事概要

交差点改良工事一式

電線共同溝整備工事一式

3 契約方法

随意契約

4 契約金額

749, 160, 881円

5 履行期限

令和10年12月28日

6 契約の相手方

名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 1 号

国土交通省中部地方整備局

（理由）

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は
処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第2条の規定により必要がある
による。

令和8年第10号議案

財産の無償貸付け及び減額貸付けの変更について

令和7年3月21日議決「財産の無償貸付け及び減額貸付けの変更について（岡崎駅西口自転車等駐車場用地活用事業に係る施設の用地）」を経て貸し付けた土地について、次のように変更するものとする。

令和8年2月27日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

「7 減額後の貸付料」中「月額273円」を「月額278円」に、「月額136円」を「月額139円」に改める。

（理由）

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により必要があるによる。

財産の無償貸付け及び減額貸付けの変更について

平成29年 6 月23日議決「財産の無償貸付け及び減額貸付けについて（東岡崎駅周辺地区整備北東街区有効活用事業用地（その1）」を経て貸し付けた土地について、次のように変更するものとする。

令和 8 年 2 月27日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

7 及び 8 を次のように改める。

7 貸付料

年額16,797,182円

（理由）

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により必要があるによる。

財産の無償貸付け及び減額貸付けの変更について

平成29年 6 月23日議決「財産の無償貸付け及び減額貸付けについて（東岡崎駅周辺地区整備北東街区有効活用事業用地（その2）」を経て貸し付けた土地について、次のように変更するものとする。

令和 8 年 2 月27日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

7 及び 8 を次のように改める。

7 貸付料

年額3,763,026円

（理由）

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により必要があるによる。

工事請負に関する契約の変更について

令和 5 年 6 月 23 日議決「工事請負に関する契約について（名鉄名古屋本線東岡崎駅の交通施設整備事業（第 2 期分）に関する工事の委託）」を経て締結した工事請負に関する契約について、次のように変更するものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

「 4 契約金額」中「11,334,000,000円」を「13,759,000,000円」に改める。

（理由）

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第 2 条の規定により必要があるによる。

財産の交換について

次のとおり、土地を交換するものとする。

令和8年2月27日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

1 交換の目的

譲渡公営住宅に係る土地の転貸借関係を解消する必要があるため

2 市が交換に供する土地

所 在	地目	面 積	価 額
岡崎市羽根町字陣場 188番1	山林	2,898.88平方メートル	253,000,000円

3 市が交換により取得する土地

所 在	地目	面 積	価 額
岡崎市若松町字宮前26 番1	宅地	3,014.04平方メートル	251,600,000円

4 交換差額の補足

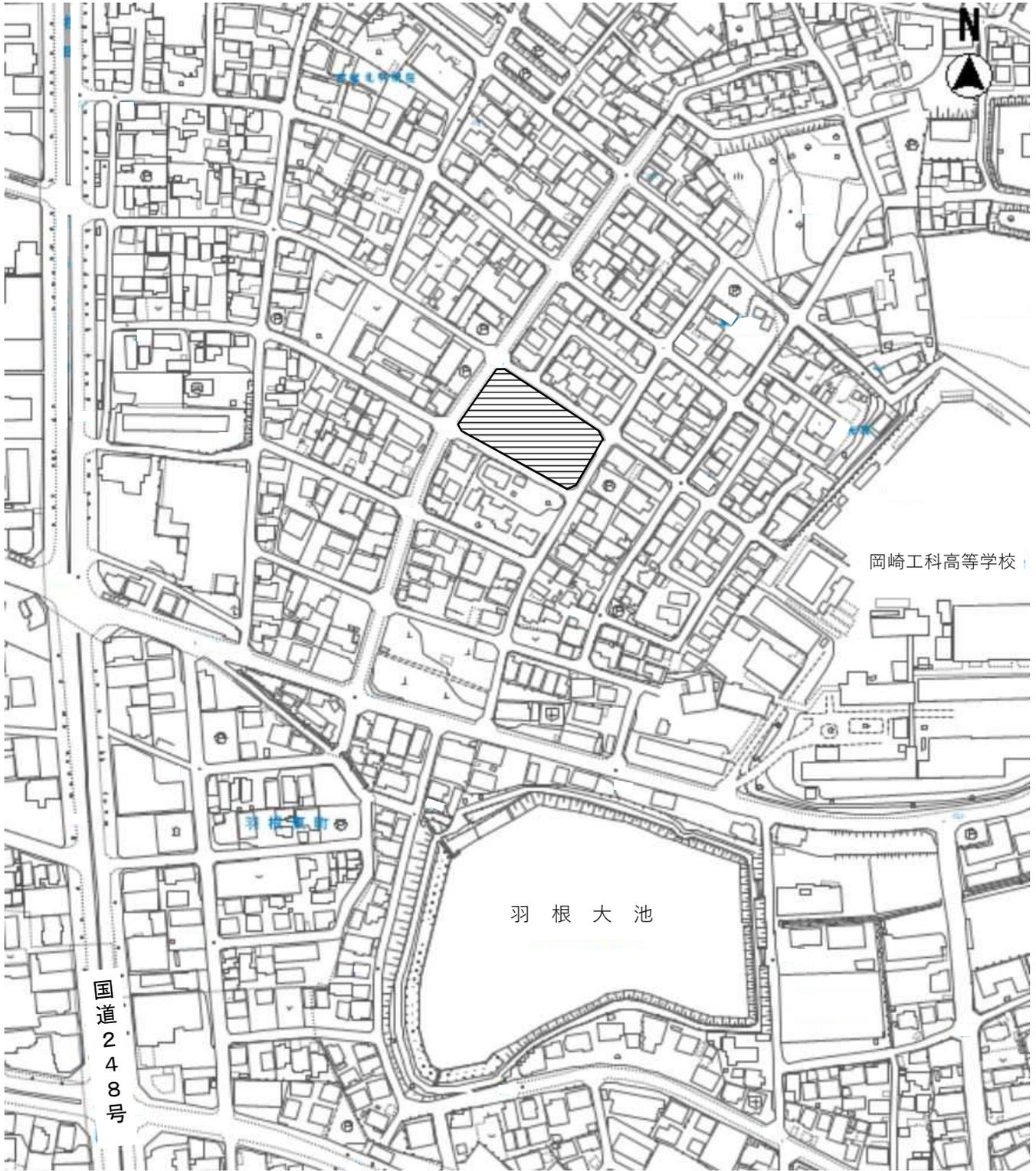
相手方は、市に対し、1,400,000円を支払うものとする。

5 交換の相手方

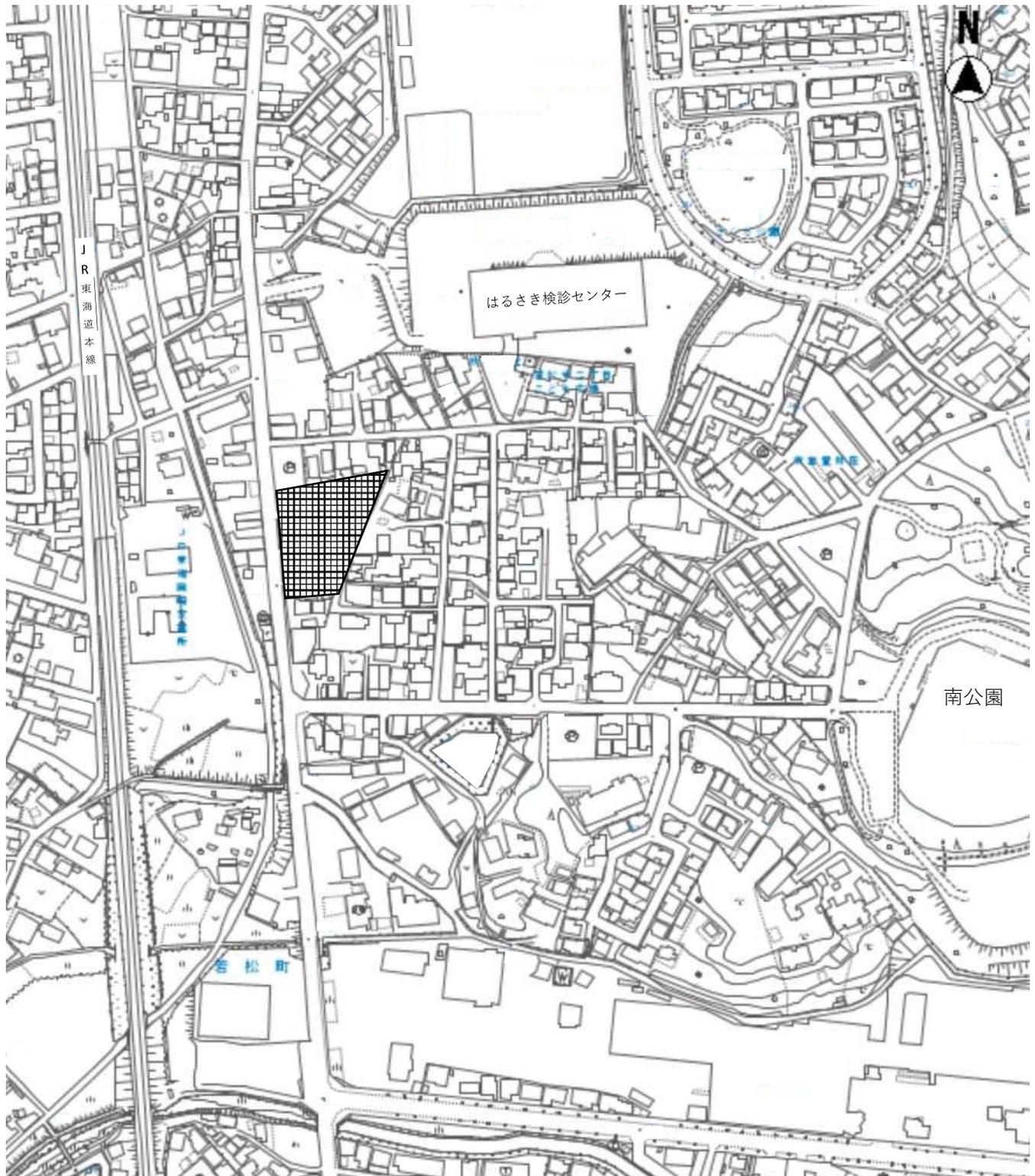
個人

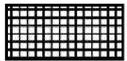
(理由)

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により必要があるによる。



凡例	
	交換に供する土地



凡例	
	取得する土地

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり、和解による法律上の義務に属する損害賠償の額を定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

1 事故の概要

患者は、令和 2 年 1 月 16 日に胆のう摘出術の術前評価のため、岡崎市民病院の消化器内科外来を受診し、造影剤を使用する C T 検査を実施した。また、令和 3 年 11 月 16 日に腹痛のため救急外来を受診し、造影剤を使用しない C T 検査を実施した。いずれの C T 検査報告書にも胸部大動脈瘤^{りゅう}の所見が指摘されていたが、関わった複数の消化器内科医師がいずれも検査結果を十分に確認しなかったことから、当該所見について患者に対する説明がなされなかった。その結果、患者は専門科を受診する機会がないまま、令和 6 年 12 月 1 日に心肺停止状態で岡崎市民病院に救急搬送され、胸部大動脈瘤破裂により死亡した。

2 損害賠償額

3,000,000円

3 和解条項

- (1) 岡崎市は患者の相続人である相手方に対して、本件医療事故について陳謝し、同種事故の再発防止に努めるとともに、和解金として金3,000,000円の支払義務があることを認め、同金員を本件和解契約成立後30日以内に、相手方が指定する銀行口座に振り込んで支払う。なお、振込手数料は、岡崎市の負担とする。
- (2) 相手方と岡崎市は、(1)の金員の支払をもって、本件医療事故について一切解決したものとし、相手方と岡崎市、相手方と岡崎市の被用者の間には何らの債権債務も存在しないことを確認する。

(理由)

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により必要があるによる。

令和8年第16号議案

特定事業の契約の変更について

令和7年3月21日議決「特定事業の契約の変更について（（仮称）岡崎市西部学校給食センター整備事業）」を経て締結した特定事業の契約について、次のように変更するものとする。

令和8年2月27日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

「4 契約金額」中「4,683,740,189円」を「4,701,999,365円」に改める。

（理由）

この案を提出したのは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により必要があるによる。

特定事業の契約の変更について

平成30年12月21日議決「特定事業の契約について（岡崎市立小中学校空調設備整備事業）」を経て締結した特定事業の契約（物価変動による契約金額の変更を含む。）について、次のように変更するものとする。

令和8年2月27日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

「4 契約金額」中「5,809,466,864円（金利変動、物価変動、制度の変更等により増減があった場合は、当該増減後の額）」を「5,821,296,076円」に改める。

（理由）

この案を提出したのは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により必要があるによる。

岡崎市手数料条例の一部改正について

岡崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市手数料条例の一部を改正する条例

岡崎市手数料条例（平成12年岡崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 (1)項を次のように改める。

(1)	地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定に基づく徴収金又は国民健康保険料若しくは後期高齢者医療保険料に関する事項についての証明書の交付	納税証明書交付手数料	1枚につき200円
-----	---	------------	-----------

別表第 1 (74)の 3 項中「第137条の12第 6 項」を「第137条の12第11項」に改め、同表(74)の 4 項中「第137条の12第 7 項」を「第137条の12第12項」に改め、同表(85)の 7 項を次のように改める。

(85) 7	マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第163条の59第 1 項の規定に基づく要除却等認定マンションに係る建替えマンション又は更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さの特例許可の申	要除却等認定マンションに係る建替えマンション等の容積率等の特例許可申請手数料	1件につき160,000円
-----------	--	--	---------------

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 (74)の 3 項及び (74)の 4 項の改正規定は、公布の日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく税務システムの標準化及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、手数料の規定を整備する等の必要があるによる。

岡崎市附属機関設置条例の一部改正について

岡崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

岡崎市附属機関設置条例（令和元年岡崎市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 岡崎市行財政調査会の項を削り、同表岡崎市災害ケースマネジメント推進会議の項の次に次のように加える。

岡崎市文化振興推進計画策定委員会	岡崎市文化振興推進計画の策定に関する審議	6 人	学識経験を有する者	委嘱又は任命をされた日から計画の策定が完了する日まで
------------------	----------------------	-----	-----------	----------------------------

別表第 1 岡崎市福祉有償運送運営協議会の項を削り、同表岡崎市立地適正化計画策定委員会の項の次に次のように加える。

岡崎市緑の基本計画策定委員会	岡崎市緑の基本計画の策定に関する審議	10 人	学識経験を有する者	委嘱又は任命をされた日から計画の策定が完了する日まで
----------------	--------------------	------	-----------	----------------------------

別表第 2 岡崎市教育支援委員会の項の前に次のように加える。

岡崎市学校	小学校及び中学校	10 人	学識経験を有する者	1 年
-------	----------	------	-----------	-----

適正規模検討委員会	の適正規模及び適正配置に関する調査及び審議		地域の代表者 児童又は生徒の保護者を代表する者	
-----------	-----------------------	--	----------------------------	--

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、附属機関の新設及び廃止を行う必要があるによる。

岡崎市の債権の管理に関する条例の一部改正について

岡崎市の債権の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市の債権の管理に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市の債権の管理に関する条例（平成20年岡崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「水道事業及び下水道事業管理者」の次に「（次条及び第5条において「市長等」という。）」を加える。

第4条の次に次の1条を加える。

（遅延損害金）

第4条の2 市長等は、市の債権に係る遅延損害金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てることができる。

2 市長等は、市の債権に係る債務者が履行期限までにその債務を履行しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、遅延損害金を減免することができる。

第5条中「市長又は水道事業及び下水道事業管理者」を「市長等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、市の債権に係る遅延損害金の端数処理等について

定め、適切な債権管理を行う必要があるによる。

岡崎市行政手続条例の一部改正について

岡崎市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市行政手続条例の一部を改正する条例

岡崎市行政手続条例（平成 9 年岡崎市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 16 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 22 条第 3 項前段中「第 15 条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を加え、同項後段中「同条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第 29 条中「第 15 条第 3 項及び」の次に「第 4 項並びに」を加え、「同項第 3 号」を「同条第 4 項中「第 1 項第 3 号」に、「同条第 3 号」を「第 28 条第 3 号」に、

「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。
- 2 この条例による改正後の岡崎市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、行政手続法の一部改正を踏まえ、不利益処分を行う場合に必要となる聴聞等の通知を公示送達によって行う場合の方法を見直す必要があるによる。

令和 8 年第22号議案

岡崎市職員定数条例の一部改正について

岡崎市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市職員定数条例の一部を改正する条例

岡崎市職員定数条例（昭和24年岡崎市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 1 項 第 10 号 中 「407人」 を 「425人」 に 改 め る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、消防力の強化等のため、職員の定数の適正化を図る必要があるによる。

岡崎市職員の給与に関する条例等の一部改正について

岡崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(岡崎市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 岡崎市職員の給与に関する条例（昭和26年岡崎市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 2 項中「初任給調整手当」の次に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)」を加える。

第 8 条の 2 の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

第 8 条の 3 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第 4 条第 4 項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第 5 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額）並びにこれに第11条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第二種初

任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

5 第6条第3項の規定は、第二種初任給調整手当の支給について準用する。

第12条第1項第2号中「この項及び次項」を「この条」に改め、同条第2項第1号中「次項」を「第4項」に改め、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからテまでを削り、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第1項第2号に規定する方法」を「自動車等及び駐車場等」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月)」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「及び前項第2号」を「、第2項第2号」に改め、「定める額」の次に「及び前項第1号に定める額」を加え、「同項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

（岡崎市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第2条 岡崎市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年岡崎市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項本文中「管理職手当」の次に「、初任給調整手当」を加える。

（岡崎市技能業務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第3条 岡崎市技能業務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和42年岡崎

市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「給料」の次に「、初任給調整手当」を加える。

(岡崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 岡崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成13年岡崎市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第5条中「給料」の次に「、初任給調整手当(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)」を加える。

第9条中「給料」の次に「、初任給調整手当」を加える。

(岡崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 岡崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年岡崎市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「初任給調整手当」の次に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)」を加える。

第8条中「まで」の次に「及び第8条の3第1項から第4項まで」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第1項中「第4条第4項」とあるのは「岡崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年岡崎市条例第9号)第5条第2項」と、「第5条第1項、第2項、第4項及び第5項」とあるのは「同条例第6条」と、「第11条」とあるのは「同条例第9条」と、「岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第1項に規定する」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの」と読み替えるものとする。

第20条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(パートタイム会計年度任用職員の報酬)」を付し、同条第1項中「第3項」の次に「及び次条」を加える。

第20条の2を第20条の3とし、第20条の次に次の1条を加える。

第20条の2 前条第3項に規定する基準月額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(以下この条において「特定額」という。)が、給与条例第8条の3第1項に規定する基準額(以下この条において「基準額」という。)を下回るパートタイム会計年度任用職員には、規則で定める期間、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額を前条の報酬に加算して支給する。

(1) 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 規則で定めるところにより基準額と特定額の差額を月額に換算した額

(2) 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 基準額と特定額の差額を基準として規則で定める額

第27条第2項第1号中「計算して得た額」の次に「(第20条の2の規定による報酬額の加算がある場合は、当該加算後の額)」を加え、同項第2号中「額」の次に「(第20条の2の規定による報酬額の加算がある場合は、当該加算後の額)」を加える。

第31条第2項中「第7項」を「第8項」に改める。

(岡崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 岡崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年岡崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この条例による改正後の」及び「(以下「改正後の条例」という。)」を削る。

附則第3項中「が改正後の条例」を「が岡崎市職員の給与に関する条例」に、「される改正後の条例」を「される同条例」に改める。

附則第5項中「改正後の条例」を「岡崎市職員の給与に関する条例」に改める。

附則第6項中「改正後の条例」を「岡崎市職員の給与に関する条例第8条の3第1項、」に改める。

附則第7項中「改正後の条例」を「岡崎市職員の給与に関する条例」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、国家公務員の給与改定に準じ、第二種初任給調整手当の新設及び駐車場等を利用する職員への駐車場等に係る通勤手当の支給を行う等の必要があるによる。

岡崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

岡崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月27日提出

岡崎市長 内田 康 宏

岡崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年岡崎市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表報酬の額の欄中「80,200円」を「88,200円」に、「51,000円」を「56,100円」に、「45,300円」を「49,800円」に、「33,000円」を「36,300円」に、「30,400円」を「33,400円」に、「56,300円」を「57,800円」に、「49,900円」を「54,800円」に、「43,400円」を「47,700円」に、「37,800円」を「40,600円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、他の中核市の報酬額との均衡を図るため、特別職の職員で非常勤のもの報酬の額を改定する必要があるによる。

岡崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

岡崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成14年岡崎市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「指導」を「相談及び援助」に改める。

第13条第 1 項第 2 号中「又は大規模な」を「若しくは大規模な」に、「、通信施設」を「又は通信施設」に、「又はこれらに相当する業務で心身に著しい負担を与えると市長が認める」を「の」に改め、同条第 2 項中「に定める額」の次に「(大規模な災害として市長が定める災害に係る業務に従事した場合にあっては、1,080円)」を加え、同条第 3 項中「当該各号に定める額」の次に「(同一の日において当該各号に掲げる場合の 2 以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額)」を加え、同項ただし書を削り、同項第 1 号中「第 1 項第 1 号の業務又は同項第 3 号の業務のうち同項第 1 号に掲げる業務に相当する」を「第 1 項各号の」に、「前項第 1 号又は第 3 号」を「前項」に改め、同項第 2 号中「前項第 2 号又は第 3 号」を「前項」に改め、同項第 3 号中「前項各号」を「前項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、人事院規則に準じ、大規模災害に係る災害応急業務等手当の額を定める等する必要があるによる。

令和 8 年第 26 号議案

岡崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

岡崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年岡崎市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1 (行政職給料表)

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	195,800	242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500
6	202,000	248,900
7	203,600	250,300
8	205,200	251,700
9	206,700	253,100
10	208,400	254,300
11	210,000	255,600
12	211,600	256,900
13	213,100	258,100
14	214,800	259,300
15	216,500	260,500
16	218,200	261,700
17	219,400	262,800
18	221,000	263,900
19	222,600	265,000
20	224,100	266,100
21	225,600	267,000
22	227,200	268,000
23	228,800	269,000
24	230,400	270,000
25	232,000	271,000
26	233,700	271,900
27	235,000	272,700
28	236,300	273,600
29	237,600	274,400
30	238,700	275,200
31	239,800	276,000
32	240,900	276,700
33	242,000	277,400
34	242,900	278,200
35	243,800	279,000
36	244,800	279,600
37	245,800	280,300
38	246,700	281,100
39	247,600	281,800
40	248,400	282,500
41	249,200	283,200
42	249,900	283,900
43	250,500	284,600
44	251,100	285,300

45	251,800	286,000
46	252,400	286,600
47	253,000	287,300
48	253,600	287,900
49	254,100	288,600
50	254,700	289,200
51	255,300	289,900
52	255,800	290,600
53	256,200	291,100
54	256,600	291,700
55	256,900	292,300
56	257,200	293,000
57	257,500	293,600
58	257,800	294,200
59	258,100	294,800
60	258,400	295,500
61	258,700	296,100
62	259,000	296,700
63	259,300	297,200
64	259,600	297,700
65	259,900	298,200
66	260,200	298,800
67	260,500	299,300
68	260,800	299,900
69	261,100	300,300
70	261,400	300,800
71	261,700	301,300
72	262,000	301,900
73	262,300	302,400
74	262,600	302,800
75	262,900	303,100
76	263,200	303,400
77	263,500	303,600
78	263,800	303,900
79	264,100	304,100
80	264,400	304,400
81	264,700	304,600
82	265,000	304,800
83	265,300	305,100
84	265,600	305,300
85	265,900	305,600
86	266,200	305,800
87	266,500	306,100
88	266,800	306,400
89	267,100	306,700
90	267,400	307,000
91	267,700	307,300
92	268,000	307,600
93	268,300	307,800
94		308,000

95	308,300
96	308,700
97	308,900
98	309,200
99	309,500
100	309,900
101	310,100
102	310,400
103	310,700
104	311,000
105	311,200
106	311,500
107	311,800
108	312,100
109	312,300
110	312,600
111	313,000
112	313,300
113	313,500
114	313,700
115	314,000
116	314,400
117	314,600
118	314,800
119	315,100
120	315,400
121	315,700
122	315,900
123	316,200
124	316,500
125	316,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。

別表第2 (医療職給料表)

ア 医療職給料表(1)

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	305,600	415,600
2	307,900	418,300
3	310,200	420,900
4	312,400	423,300
5	314,500	425,600
6	318,000	427,800
7	321,500	429,800
8	324,900	431,900
9	328,300	434,000
10	331,800	435,500
11	335,200	437,000
12	338,600	438,500
13	342,000	439,900
14	345,500	441,300
15	348,900	442,800
16	352,300	444,200
17	355,700	445,500
18	358,800	447,000
19	362,000	448,400
20	365,200	449,800
21	368,500	451,100
22	371,600	452,600
23	374,700	454,000
24	377,700	455,400
25	380,800	456,800
26	383,100	458,200
27	385,400	459,500
28	387,600	460,900
29	389,500	462,300
30	391,200	463,600
31	392,900	465,000
32	394,700	466,400
33	396,400	467,700
34	398,200	469,100
35	399,800	470,400
36	401,100	471,800
37	402,500	473,200
38	403,900	474,900
39	405,300	476,500
40	406,700	478,000
41	408,200	479,600
42	408,900	480,800
43	409,500	481,900

44	410,100	483,000
45	410,900	484,000
46	411,500	484,900
47	412,100	485,800
48	412,600	486,600
49	413,100	487,300
50	413,500	488,000
51	414,000	488,700
52	414,400	489,300
53	414,800	489,900
54	415,100	490,600
55	415,400	491,200
56	415,800	491,800
57	416,100	492,100
58	416,500	492,700
59	416,800	493,300
60	417,200	494,000
61	417,600	494,400
62	417,900	495,000
63	418,200	495,700
64	418,500	496,400
65	418,800	496,800
66		497,400
67		498,000
68		498,500
69		499,000
70		499,500
71		500,000
72		500,500
73		500,900
74		501,400
75		501,800
76		502,200
77		502,700
78		503,300
79		503,800
80		504,200
81		504,700
82		505,300
83		505,900
84		506,400
85		506,900

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	201,000	239,800
2	203,100	241,100
3	205,200	242,400
4	207,300	243,700
5	209,300	244,900
6	211,300	246,000
7	213,300	247,000
8	215,100	247,900
9	216,900	249,000
10	218,800	250,100
11	220,700	251,200
12	222,800	252,400
13	224,500	253,600
14	226,500	254,800
15	228,700	256,000
16	230,800	257,100
17	232,900	258,100
18	234,000	259,100
19	235,000	260,200
20	236,100	261,200
21	237,200	262,300
22	238,000	263,200
23	238,900	264,000
24	239,700	264,800
25	240,600	265,600
26	241,500	266,400
27	242,400	267,200
28	243,300	268,000
29	244,100	268,700
30	244,900	269,500
31	245,600	270,300
32	246,400	271,100
33	247,100	271,900
34	247,700	272,700
35	248,400	273,300
36	249,100	274,100
37	249,800	275,000
38	250,400	275,800
39	251,000	276,600
40	251,600	277,300
41	252,200	278,000
42	252,800	278,800
43	253,400	279,600
44	253,900	280,300
45	254,300	281,000

46	254,900	281,800
47	255,300	282,600
48	255,700	283,300
49	256,100	284,000
50	256,600	284,700
51	257,100	285,300
52	257,600	286,000
53	257,900	286,700
54	258,200	287,300
55	258,500	288,000
56	258,800	288,600
57	259,100	289,300
58	259,400	290,000
59	259,700	290,700
60	260,000	291,300
61	260,300	291,800
62	260,600	292,400
63	260,900	293,100
64	261,200	293,700
65	261,500	294,200
66	261,800	294,800
67	262,100	295,500
68	262,400	296,100
69	262,700	296,700
70	263,000	297,300
71	263,300	297,900
72	263,500	298,500
73	263,700	299,100
74	264,000	299,600
75	264,300	300,000
76	264,500	300,400
77	264,700	300,700
78	265,000	301,000
79	265,300	301,200
80	265,500	301,500
81	265,700	301,800
82	266,000	302,000
83	266,300	302,300
84	266,500	302,600
85	266,700	302,800
86		303,000
87		303,200
88		303,400
89		303,800
90		304,000
91		304,200
92		304,400
93		304,800
94		305,000
95		305,200

96		305,500
97		305,800
98		306,000
99		306,200
100		306,500
101		306,800
102		307,000
103		307,200
104		307,500
105		307,800

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	221,700	254,700
2	223,600	256,800
3	225,400	259,000
4	227,100	261,200
5	228,800	263,400
6	230,700	264,400
7	232,500	265,200
8	234,200	266,100
9	235,900	266,900
10	237,800	268,000
11	239,700	269,100
12	241,600	270,000
13	243,400	270,800
14	245,400	271,500
15	247,400	272,200
16	249,400	273,000
17	251,400	274,100
18	253,400	275,000
19	255,500	275,900
20	257,500	276,800
21	259,400	277,800
22	260,600	278,800
23	261,700	279,700
24	262,800	280,700
25	263,900	281,500
26	264,700	282,400
27	265,600	283,300
28	266,400	284,200
29	267,200	285,200
30	267,900	285,900
31	268,600	286,600
32	269,300	287,300
33	270,100	287,900
34	270,700	288,500
35	271,300	289,000
36	271,800	289,400
37	272,400	289,800
38	273,100	290,400
39	273,800	290,900
40	274,500	291,300
41	275,200	291,700
42	275,800	292,200
43	276,500	292,600
44	277,100	293,100

45	277,900	293,600
46	278,600	294,000
47	279,300	294,500
48	279,900	294,900
49	280,400	295,400
50	280,900	295,800
51	281,300	296,300
52	281,700	296,800
53	282,000	297,200
54	282,500	297,600
55	282,900	298,100
56	283,300	298,500
57	283,700	299,000
58	284,100	299,700
59	284,400	300,400
60	284,700	301,100
61	285,100	301,800
62	285,500	302,700
63	285,900	303,600
64	286,200	304,300
65	286,500	305,000
66	286,900	305,900
67	287,300	306,700
68	287,600	307,500
69	288,000	308,200
70	288,500	309,100
71	288,900	310,000
72	289,200	310,800
73	289,600	311,700
74	290,100	312,500
75	290,600	313,400
76	291,100	314,300
77	291,600	315,100
78	292,100	316,000
79	292,700	317,000
80	293,100	317,900
81	293,600	318,400
82	294,000	319,200
83	294,500	320,100
84	295,000	320,900
85	295,400	321,700
86	295,800	322,600
87	296,300	323,600
88	296,800	324,600
89	297,200	325,500
90	297,700	326,500
91	298,200	327,500
92	298,700	328,500
93	299,200	329,300
94	299,600	330,000

95	300, 100	330, 700
96	300, 700	331, 300
97	301, 300	331, 800
98	301, 800	332, 100
99	302, 300	332, 600
100	302, 800	333, 200
101	303, 200	333, 600
102	303, 700	334, 100
103	304, 100	334, 700
104	304, 500	335, 200
105	304, 900	335, 600
106	305, 300	336, 100
107	305, 700	336, 600
108	306, 000	337, 100
109	306, 200	337, 500
110	306, 500	337, 800
111	306, 700	338, 100
112	307, 000	338, 400
113	307, 300	338, 700
114	307, 500	339, 100
115	307, 800	339, 400
116	308, 000	339, 700
117	308, 300	339, 900
118	308, 500	340, 200
119	308, 800	340, 500
120	309, 100	340, 700
121	309, 400	340, 900
122	309, 700	341, 200
123	310, 000	341, 500
124	310, 300	341, 800
125	310, 500	342, 000
126	310, 700	342, 300
127	311, 000	342, 600
128	311, 400	342, 800
129	311, 600	343, 000
130	311, 900	343, 200
131	312, 200	343, 500
132	312, 600	343, 700
133	312, 800	344, 000
134	313, 100	344, 400
135	313, 400	344, 800
136	313, 700	345, 200
137	313, 900	345, 500
138	314, 200	345, 900
139	314, 500	346, 300
140	314, 800	346, 700
141	315, 000	347, 000
142	315, 300	347, 400
143	315, 700	347, 700
144	316, 000	348, 100

145	316,200	348,400
146	316,400	348,800
147	316,700	349,200
148	317,000	349,600
149	317,200	349,900
150	317,400	350,300
151	317,700	350,700
152	318,000	351,100
153	318,400	351,400
154	318,600	
155	318,800	
156	319,100	
157	319,400	
158	319,700	
159	320,000	
160	320,300	
161	320,700	
162	321,000	
163	321,300	
164	321,600	
165	322,000	
166	322,300	
167	322,600	
168	322,900	
169	323,300	

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、国家公務員の給与改定に準じ、会計年度任用職員の給料表を改定する必要があるによる。

令和 8 年第 27 号議案

岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
改正について

岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例

岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年岡崎市
条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 項及び別表第 2 の 2 項中「及び補聴器購入費補助金の交付」を削
る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、難聴高齢者補聴器購入費補助金の事業の廃止に伴
い、個人番号の利用事務の範囲及び庁内連携を行う個人番号利用事務の範囲を見
直す必要があるによる。

岡崎市地域交流センター条例の一部改正について

岡崎市地域交流センター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市地域交流センター条例の一部を改正する条例

岡崎市地域交流センター条例（平成16年岡崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項ただし書及び各号中「使用料の」を「基本使用料の」に改める。

第18条第1項中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第3項を次のように改める。

- 3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第8条から第16条までの規定の適用については、第8条から第10条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第11条第1項中「地域交流センター使用料（以下「使用料」とあるのは「地域交流センターの利用に係る料金（以下「利用料金」と、同条第2項本文中「使用料は」とあるのは「利用料金は」と、「掲げるとおり」とあるのは「掲げる額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額」と、同項各号中「基本使用料」とあるのは「額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める基本使用料」と、同条第3項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第12条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第13条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第14条中「市長は、公益上その他必要と認める理由があるときは、使用料」とあるのは「指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金」と、第15条及び第16条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

第18条に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。
別表第1アの表備考2中「使用料」を「基本使用料」に改める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、地域交流センターの指定管理者がより効果的かつ効率的なサービスを提供することができるようにするため、施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる必要があるによる。

町及び字の新設に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

町及び字の新設に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

町及び字の新設に伴う関係条例の整理に関する条例

(岡崎市役所支所設置条例の一部改正)

第 1 条 岡崎市役所支所設置条例（昭和23年岡崎市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表岡崎市役所岡崎支所の項中「岡崎市羽根町字貴登野15番地」を「岡崎市羽根二丁目 2 番地 2」に改め、「、羽根町」の次に「、羽根一丁目、羽根二丁目、羽根三丁目、羽根四丁目」を、「羽根西新町」の次に「、岡崎駅前一丁目、岡崎駅前二丁目、岡崎駅前三丁目」を、「柱町」の次に「、柱東一丁目、柱東二丁目」を加える。

(岡崎市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 岡崎市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和39年岡崎市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表(2)項中「羽根町」を「羽根町 羽根一丁目 羽根二丁目 羽根三丁目 羽根四丁目」に、「柱町」を「岡崎駅前一丁目 岡崎駅前二丁目 岡崎駅前三丁目 柱町 柱東一丁目 柱東二丁目」に改める。

(岡崎市消防団条例の一部改正)

第 3 条 岡崎市消防団条例（昭和39年岡崎市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 羽根消防団の項中「戸崎元町」を「戸崎元町 羽根二丁目 羽根三丁目 羽根四丁目」に、「不吹町」を「不吹町 岡崎駅前三丁目 柱東一丁目」に、「羽根町及び柱町」を「羽根町、羽根一丁目、岡崎駅前一丁目、岡崎駅前二丁目、柱町及び柱東二丁目」に改め、同表岡崎消防団の項中「羽根町及び柱

町」を「羽根町、羽根一丁目、岡崎駅前一丁目、岡崎駅前二丁目、柱町及び柱東二丁目」に改める。

(岡崎市立学校設置条例の一部改正)

第4条 岡崎市立学校設置条例(昭和39年岡崎市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条の表岡崎市立羽根小学校の項中「岡崎市羽根町字池脇24番地2」を「岡崎市羽根北町6丁目29番地」に改める。

第3条の表岡崎市立美川中学校の項中「岡崎市丸山町字ハザマ4番地1」を「岡崎市丸山町字ハサマ4番地1」に改める。

(岡崎市学区集会施設条例の一部改正)

第5条 岡崎市学区集会施設条例(昭和56年岡崎市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第3条の表岡崎市羽根学区市民ホームの項中「岡崎市羽根町字池脇26番地3」を「岡崎市羽根三丁目6番地13」に改める。

(岡崎市学区こどもの家条例の一部改正)

第6条 岡崎市学区こどもの家条例(昭和61年岡崎市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条の表岡崎市羽根学区こどもの家の項中「岡崎市羽根町字池下5番地1」を「岡崎市羽根北町6丁目1番地5」に改める。

(岡崎市児童育成センター条例の一部改正)

第7条 岡崎市児童育成センター条例(平成10年岡崎市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第3条の表岡崎市羽根児童育成センターの項中「岡崎市羽根町字池脇26番地3」を「岡崎市羽根三丁目6番地13」に改める。

(岡崎市シビックセンター条例の一部改正)

第8条 岡崎市シビックセンター条例(平成13年岡崎市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中「岡崎市羽根町字貴登野15番地」を「岡崎市羽根二丁目2番地2」に改める。

(岡崎市市民センター条例の一部改正)

第9条 岡崎市市民センター条例(令和元年岡崎市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第3条の表岡崎市南部市民センターの項中「岡崎市羽根町字貴登野15番地」を「岡崎市羽根二丁目2番地2」に改める。

附 則

この条例は、岡崎駅東土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、岡崎駅東土地区画整理事業による町及び字の新設に伴い、関係する条例の規定を整理する必要があるによる。

岡崎市印鑑登録条例の一部改正について

岡崎市印鑑登録条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市印鑑登録条例の一部を改正する条例

岡崎市印鑑登録条例（昭和 43 年岡崎市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 3 号中「含む」の次に「。次項において同じ」を加え、「第 14 条第 1 項第 2 号」を「第 14 条第 2 号」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 印鑑登録原票は、磁気ディスクをもつて調製するものとする。

第 6 条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする。

第 13 条を次のように改める。

第 13 条 削除

第 14 条第 2 項を削る。

第 15 条の 2 第 1 項中「岡崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」の次に「(平成 18 年岡崎市条例第 35 号)」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(理由)

印鑑登録原票の管理の効率化を図るため、これを磁気ディスクにより調製することとする必要があるによる。

令和 8 年第31号議案

岡崎市竜美丘会館条例の廃止について

岡崎市竜美丘会館条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市竜美丘会館条例を廃止する条例

岡崎市竜美丘会館条例（昭和54年岡崎市条例第49号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年12月29日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、施設の老朽化及び文化施設の規模の適正化のため、竜美丘会館を廃止する必要があるによる。

アジア・アジアパラ競技大会の開催に伴う中央総合公園スポーツ施設の管理の特例に関する条例の制定について

アジア・アジアパラ競技大会の開催に伴う中央総合公園スポーツ施設の管理の特例に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

アジア・アジアパラ競技大会の開催に伴う中央総合公園スポーツ施設の管理の特例に関する条例

規則で定めるスポーツ施設（岡崎市中央総合公園スポーツ施設条例（平成 3 年岡崎市条例第 17 号）第 1 条に規定するスポーツ施設をいう。）を、当該スポーツ施設ごとに令和 8 年 5 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの間において規則で定める期間内に利用する場合においては、同条例第 14 条第 3 項中「第 12 条まで」とあるのは「第 6 条まで、第 8 条、第 9 条、第 11 条及び第 12 条」と、「の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 7 条第 1 項中「中央総合公園スポーツ施設使用料（以下「使用料」とあるのは「中央総合公園スポーツ施設の利用に係る料金（以下「利用料金」と、同条第 2 項本文中「使用料は」とあるのは「利用料金は」と、「掲げるとおり」とあるのは「掲げる額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額」と、同項各号中「基本使用料」とあるのは「額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める基本使用料」と、同条第 3 項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第 8 条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 9 条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第 3 号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 10 条中「市長は、公益上その他必要と認める理由があるときは、使用料」とあるのは「指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金」と」とあるのは「、第 8 条、第 9 条第 3 号」とし、同条例第 14 条第 4 項の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、アジア・アジアパラ競技大会の準備及び開催に係る期間における中央総合公園スポーツ施設の適正な管理を行うため、その特例を定める必要があるによる。

岡崎市介護保険条例の一部改正について

岡崎市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市介護保険条例の一部を改正する条例

岡崎市介護保険条例（平成12年岡崎市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号ウ中「第41条の 3 の 3 第 2 項」を「第41条の 3 の11第 2 項」に、「809,000円」を「826,500円」に改め、同条第 4 号ア中「809,000円」を「826,500円」に改める。

附則第14条第 1 項中「いう」の次に「。次条及び附則第16条において同じ」を加え、「に所得税法第28条第 1 項に規定する給与所得」を「に給与所得（所得税法第28条第 1 項に規定する給与所得をいう。次条及び附則第16条において同じ。）」に改める。

附則に次の 3 条を加える。

（令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第15条 第 1 号被保険者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第 3 項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 3 条（第 1 号ウ、第 2 号ア、第 4 号ア、第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア、第 13 号ア、第 14 号ア及び第 15 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、

同条第1号ウ中「する。）」とあるのは「する。）」に令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額」と、同条第6号ア中「合計所得金額をいい」とあるのは「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条（第1号ウ、第2号ア、第4号ア、第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第1号ウ中「から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）」に」とあるのは「に」と、同条第6号ア中「合計所得金額をいい」とあるのは「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条（第1号ウ、第2号ア、第4号ア、第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第1号中「する。）」とあるのは「する。）」に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。第6号アにおいて同じ。）を控除して得た額を加えた額」と、同条第6号ア中「合計所得金額をいい」とあるのは「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額を控除して得た額を加えた額によるものとし」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第16条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条

の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

- (1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）
- (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
 - ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合
 - イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合
 - ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合
- (3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
 - ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合
 - イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万

円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(令和8年度の保険料の減免の特例)

第17条 市長は、第9条及び第9条の2に定めるもののほか、令和8年度分の保険料に限り、特別の事情により必要があると認める場合は、保険料を減免することができる。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号ウの改正規定(「第41条の3の3第2項」を「第41条の3の11第2項」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の第3条の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(理由)

この条例案を提出したのは、介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料率の算定に関する基準を改め、並びに地方税における給与控除の見直しに伴う令和8年度の保険料率の算定に関する所要の規定を整備し、及び令和8年度の保険料の減免の特例について定める必要があるによる。

岡崎市国民健康保険条例の一部改正について

岡崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岡崎市国民健康保険条例（平成 24 年岡崎市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第 8 条 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号。以下「政令」という。）第 29 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（政令第 29 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（政令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（政令第 29 条の 7 第 1 項第 4 号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第 9 条第 1 号イ中「並びに」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ中「並びに」を「、」に改め、「介護納付金」の次に「並びに子ども・子育て支援納付金」を加え、同条第 2 号イ中「並びに」を「、」に改め、「介護納付金」の次に「並びに子ども・

子育て支援納付金」を加える。

第17条中「66万円」を「67万円」に改める。

第21条第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第31条の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第31条の2 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第35条及び第36条の2から第36条の4までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(第31条の5第1項第1号において「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第36条の4に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第31条の3 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(政令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。第31条の5第1項第3号において同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第31条の4 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第31条の5 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第31条の2第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額(次号及び第4号において「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。)の100分の52に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(政令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の29に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第31条の2第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の19に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第31条の6 第31条の3の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第34条第1項中「第19条」の次に「若しくは第31条の3」を、「第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額」の次に「若しくは同条第6項各号に定める額」を、「第36条の2第1項（同条第3項）の次に「又は第4項」を加え、「第12条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第36条の2第4項第1号」を「同条第5項」に、「同条第6項」を「同条第7項又は第8項」に、「又は第4項」を「から第5項まで」に、「若しくは同条第5項各号」を「、同条第6項各号」に、「同条第7項又は第8項」を「同条第8項から第10項まで」に、「の算定」を「若しくは第36条の4第1項に定める額の算定」に改め、同条第2項中「若しくは第28条」を「、第28条若しくは第31条の3」に改め、「次条第1項各号に定める額」の次に「若しくは同条第6項各号に定める額」を加え、「第12条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第36条の2第4項第1号」を「同条第5項」に、「若しくは同条第5項各号」を「、同条第6項各号に定める額若しくは第36条の4第1項」に改める。

第35条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「特定同一世帯所属者（以下この項）の次に「及び第6項」を、「合計数（以下この項）の次に「及び第6項」を加え、同項第2号中「305,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第4項及び第5項中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の2項を加える。

6 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第31条の3の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）とする。

- (1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額
ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険

料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

- (2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に57万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属す

る被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

7 第2項及び第3項の規定は、前項各号のアからウまでに規定する額の決定について準用する。

第36条中「及び前条第1項」を「、第20条、第29条及び第31条の4並びに前条第1項（同条第4項又は第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第6項」に改める。

第36条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第6項中「第4項中」を「第5項中」に、「において準用する」を「の規定により読み替えられた」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第31条の5」と、第2項中「第12条第3項」とあるのは「第31条の5第3項」と読み替えるものとする。

第36条の2に次の1項を加える。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、同項第1号中「第12条」とあるのは「第31条の5」と、「第35条第1項各号」とあるのは「第35条第6項各号」と、第6項中「第12条第3項」とあるのは「第31条の5第3項」と読み替えるものとする。

第36条の3第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「66万円」を「67万円」に、「第5項」を「第6項」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条第8項前段中「第5項」を「第6項」に、「第6項」を「第7項」に改め、同項後段中「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に改め、「17万円」との次に「、同項第2号中「第35条第1項各

号」とあるのは「第35条第5項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に改め、「26万円」との次に「、同項第2号中「第35条第1項各号」とあるのは「第35条第4項において準用する同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「66万円」を「67万円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第31条の3」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、同項第2号中「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と読み替えるものとする。第36条の3に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第31条の3」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、同項第2号中「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第35条第1項各号」とあるのは「第35条第6項各号」と読み替えるものとする。

第36条の3の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第36条の4 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下この条において「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第31条の5の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第35条第6項、第36条の2第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下この条において同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第31条の5第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替える

ものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 8 条、第 9 条、第 17 条、第 31 条の 2 から第 31 条の 6 まで及び第 34 条から第 36 条の 4 までの規定は、令和 8 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 7 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(理由)

この条例案を提出したのは、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の納付義務者に対する賦課額として合算する額に子ども・子育て支援納付金賦課額を追加し、及び保険料の基礎賦課限度額を引き上げるとともに、保険料の軽減対象を拡大し、保険料賦課の適正化を図る等の必要があるによる。

岡崎市食文化の継承及び振興に関する条例の制定について

岡崎市食文化の継承及び振興に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市食文化の継承及び振興に関する条例

本市には、八丁味噌^そや酒造りに代表される発酵食文化をはじめ、豊かな自然の恵みに支えられた多様な食文化が根付いている。市民の暮らしに溶け込み、地域の伝統や風習と深い結びつきを持って育まれた岡崎の食文化は、魅力ある郷土の形成と発展に大きく寄与してきた地域の資産である。

しかしながら、現代社会において食生活の多様化が進む中で、家庭や地域において郷土料理を食べる機会や、継承する機会が減少し、特色ある食文化の衰退が懸念される状況にある。

こうした環境の変化の中で、先人から受け継いだ岡崎の食文化を次世代に引き継ぐためには、地域社会全体で、岡崎の食文化を理解し、守り、伝えていくことが不可欠である。

ここに、地域における多様な主体の役割を明らかにし、岡崎の食文化の継承及び振興を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、岡崎の食文化の継承及び振興を図るため、市、市民、教育に携わる者及び事業者の役割を定め、もって岡崎の食文化の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「岡崎の食文化」とは、岡崎の食（農林水産物、酒類、菓子及び調味料で本市において生産、製造又は加工をされたもの並びにこれらを利用した料理をいう。）及びこれに係る製法、調理法、作法その他の食の様式に関する本市固有の文化をいう。

(市の役割)

第3条 市は、岡崎の食文化の情報の収集及び発信その他の岡崎の食文化の継承及び振興を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、岡崎の食文化に関する理解を深めるとともに、家庭及び地域における活動において岡崎の食文化を取り入れる等、その普及に努めるものとする。

(教育に携わる者の役割)

第5条 家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育に携わる者は、岡崎の食文化が地域の資産であることを認識するとともに、子ども・若者の岡崎の食文化に関する理解を深めるための教育に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 岡崎の食文化に関わる事業者は、その事業に関する知識、技術又は技能の継承及び向上発展並びに人材の育成に努めるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、先人から受け継いだ岡崎の食文化を次世代に引き継ぐため、その継承及び振興に関し、市、市民、事業者等の役割を定める必要があるによる。

岡崎市保育所条例及び岡崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部改正について

岡崎市保育所条例及び岡崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市保育所条例及び岡崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例

(岡崎市保育所条例の一部改正)

第 1 条 岡崎市保育所条例（昭和 40 年岡崎市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表岡崎市島坂保育園の項中「岡崎市島坂町字川田 55 番地 1」を「岡崎市島坂町字川田 54 番地」に改める。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(乳児等通園支援事業)

第 7 条の 2 第 3 条に規定する保育所のうち規則で定める保育所においては、乳児等通園支援事業（法第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）を行う。

第 8 条中「又は第 4 条から前条まで」を「、第 4 条から第 7 条まで」に、「保育を」を「保育又は前条に規定する乳児等通園支援事業を」に改める。

(岡崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部改正)

第 2 条 岡崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例（平成 27 年岡崎市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び病後児保育料」を「、病後児保育料及び乳児等通園支援利用料」に改める。

第 2 条第 1 項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号

とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 乳児等通園支援利用料 保育所条例第8条に規定する費用のうち乳児等通園支援事業（児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。第7条の2第1項及び第8条第3項において同じ。）に係るものをいう。

第7条の次に次の1条を加える。

（乳児等通園支援利用料）

第7条の2 乳児等通園支援事業を利用する子どもの保護者は、乳児等通園支援利用料を市長に納付しなければならない。

2 乳児等通園支援利用料の額は、1時間につき300円以内で規則で定める額とする。

第8条第3項中「又は病後児保育料」を「、病後児保育料又は乳児等通園支援利用料」に、「又は病後児保育を」を「、病後児保育又は乳児等通園支援事業を」に改める。

第9条第2項中「並びに病後児保育料」を「、病後児保育料並びに乳児等通園支援利用料」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、市の公立保育所において乳児等通園支援事業を実施するに当たり、その利用料を定める等の必要があるによる。

岡崎市火災予防条例の一部改正について

岡崎市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市火災予防条例の一部を改正する条例

岡崎市火災予防条例（昭和 37 年岡崎市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 の見出しを「(一般サウナ設備)」に改め、同条第 1 項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下この条及び第 52 条において「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下この条及び第 52 条において同じ。）」に改め、同項第 2 号及び同条第 2 項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第 9 条の 3 とする。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（簡易サウナ設備）

第 9 条の 2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使

用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第5条（第1項第1号、第10号から第13号まで及び第15号から第18号まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第7条第1項の規定を準用する。

第31条の9第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第52条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第52条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、簡易サウナ設備に係る位置、構造及び管理の基準を定める等の必要があるによる。

岡崎市水道事業給水条例の一部改正について

岡崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例

岡崎市水道事業給水条例（昭和 34 年岡崎市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「指定する者」の次に「(第 36 条第 2 項において「指定給水装置工事事業者」という。)」を加え、同項ただし書を削り、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項ただし書」を「前項第 1 号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者が、給水装置工事を施行することができる。

(1) 第 4 条第 1 項の規定による申込みをした者（第 9 条第 1 項において「申込者」という。）の委託があつた場合 市

(2) 災害その他非常の場合において、管理者が必要と認めた場合 他の水道事業者（法第 3 条第 5 項に規定する水道事業者をいう。以下この号において同じ。）又は他の水道事業者が法第 16 条の 2 第 1 項の規定により指定をした者
第 7 条中「前条第 1 項本文」を「前条第 1 項又は第 2 項第 2 号」に改める。

第 8 条中「第 6 条第 1 項ただし書」を「第 6 条第 2 項第 1 号」に改める。

第 9 条第 1 項中「第 6 条第 3 項」を「第 6 条第 4 項」に改める。

第 36 条第 2 項中「市又は法第 16 条の 2 第 1 項の規定により管理者が指定する者」を「指定給水装置工事事業者（第 6 条第 2 項各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める者）」に、同項ただし書中「同条第 3 項ただし書」を「法第 16 条の 2 第 3 項ただし書」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、災害その他非常の場合における給水装置の早期復旧のため、他の水道事業者又は他の水道事業者が指定した者が給水装置工事を行うことができるよう規定を改める必要があるによる。

岡崎市下水道条例の一部改正について

岡崎市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市下水道条例の一部を改正する条例

岡崎市下水道条例（昭和 36 年岡崎市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。
第 10 条第 1 項ただし書を削り、同条第 2 項中「前項ただし書」を「前項第 1 号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者が、当該工事を施行することができる。

- (1) 排水設備（水洗便所の施設を除く。）の設置、改築、修繕又は撤去をしようとする者の委託があつた場合 市
- (2) 災害その他非常の場合において、管理者が必要と認めた場合 他の市町村長（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）が指定をした者

第 14 条第 3 項中「合計額」の次に「に 100 分の 110 を乗じて得た金額」を、「において、」の次に「その金額に」を加え、「端数金額が」を「端数が」に改め、同項の表中「770 円」を「914 円」に、「11 円」を「52 円」に、「115 円 50 銭」を「96 円」に、「181 円 50 銭」を「189 円」に、「231 円」を「270 円」に改め、同条第 5 項中「の割合」を削り、「得た額」を「得た金額」に改める。

第 27 条第 1 項中「第 10 条第 1 項ただし書」を「第 10 条第 2 項第 1 号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条第 3 項の改正規定並びに次項及び附則第 3 項の規定は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第14条第3項の規定は、令和9年4月1日以後に決定され、又は認定された同条第2項第1号の水道の使用水量又は同項第2号の水の使用水量に係る公共下水道使用料について適用し、同日前に決定され、又は認定された使用水量に係る公共下水道使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和9年4月1日前から継続して公共下水道を使用している使用者に係る公共下水道使用料であって、同日以後初めて決定され、又は認定された第14条第2項第1号の水道の使用水量又は同項第2号の水の使用水量に係るものについては、なお従前の例による。

(岡崎市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

- 4 岡崎市農業集落排水処理施設条例（平成7年岡崎市条例第42号）の一部を次のように改正する。
第11条中「第10条第1項本文」を「第10条第1項」に改める。

(理由)

この条例案を提出したのは、災害その他非常の場合における排水設備等の早期復旧のため、他の市町村長等が指定した者が配水設備等の工事を行うことができるよう規定を改めるとともに、持続可能な下水道事業の経営を確保するため、公共下水道使用料の額を改める必要があるによる。

岡崎市衛生設備資金貸付条例の一部改正について

岡崎市衛生設備資金貸付条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市衛生設備資金貸付条例の一部を改正する条例

岡崎市衛生設備資金貸付条例（昭和 37 年岡崎市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の見出しを「(遅延損害金)」に改め、同条第 1 項中「、償還すべき元金に対し」を削り、「年 10.75 パーセント」を「償還すべき元金の額に当該償還すべき期日の翌日における法定利率を乗じて計算した額」に、「延滞損害金」を「遅延損害金」に改め、同条第 2 項中「延滞損害金」を「遅延損害金」に、「又はその全額が」を「、又はその全額が」に改め、同条第 3 項中「延滞損害金」を「遅延損害金」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 13 条の規定は、この条例の施行の日以後に管理者が受ける借入れの申込みに係る衛生設備資金の貸付けについて適用し、同日前に管理者が受けた借入れの申込みに係る衛生設備資金の貸付けについては、なお従前の例による。

(理由)

この条例案を提出したのは、遅延損害金に係る債権管理の事務の見直しに伴い、その利率を見直す必要があるによる。

岡崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

岡崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年岡崎市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項第 2 号中「363,835 人」を「363,960 人」に改め、同項第 3 号中「6,183 ヘクタール」を「6,188 ヘクタール」に改め、同項第 4 号中「159,909 立方メートル」を「160,026 立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、公共下水道の事業計画の変更に伴い、計画処理人口、計画処理区域面積及び計画 1 日最大汚水量を改める必要があるによる。

岡崎市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

岡崎市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

岡崎市農業集落排水処理施設条例（平成 7 年岡崎市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「水道事業及び下水道事業管理者（）」の次に「第 11 条を除き、」を加える。

第 11 条中「管理者」を「水道事業及び下水道事業管理者」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、水道事業及び下水道事業管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条の規定により置かれた下水道事業又はこれに類する事業として管理規程で定めるものの管理者を含む。）が指定をした者に当該工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する

（理由）

この条例案を提出したのは、災害その他非常の場合における排水設備等の早期復旧のため、他の市町村長等が指定した者が排水設備等の工事を行うことができるよう規定を改める必要があるによる。

令和 7 年度岡崎市一般会計補正予算（第 11 号）

令和 7 年度岡崎市の一般会計補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,362,927 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 167,906,741 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の追加及び変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 8 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	市税	75,697,774	770,000	76,467,774
	1 市民税	34,857,520	400,000	35,257,520
	2 固定資産税	29,020,300	370,000	29,390,300
4	配当割交付金	605,000	200,000	805,000
	1 配当割交付金	605,000	200,000	805,000
5	株式等譲渡所得割交付金	535,000	600,000	1,135,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	535,000	600,000	1,135,000
7	地方消費税交付金	10,186,000	400,000	10,586,000
	1 地方消費税交付金	10,186,000	400,000	10,586,000
14	分担金及び負担金	1,090,681	△1,162	1,089,519
	1 負担金	1,090,681	△1,162	1,089,519
15	使用料及び手数料	2,351,235	△69,190	2,282,045
	1 使用料	1,314,266	△3,135	1,311,131
	2 手数料	1,036,969	△66,055	970,914
16	国庫支出金	29,368,373	1,478,848	30,847,221
	1 国庫負担金	21,336,883	△221,952	21,114,931
	2 国庫補助金	7,940,449	1,701,559	9,642,008
	3 委託金	91,041	△759	90,282
17	県支出金	11,751,489	△133,805	11,617,684
	1 県負担金	7,048,627	△64,559	6,984,068
	2 県補助金	3,355,358	△44,400	3,310,958
	3 委託金	1,329,144	△24,846	1,304,298
18	財産収入	1,728,214	△36,811	1,691,403
	1 財産運用収入	527,362	1,792	529,154
	2 財産売払収入	1,200,852	△38,603	1,162,249
19	寄附金	674,555	19,861	694,416

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 寄附金	千円 674,555	千円 19,861	千円 694,416
20	繰入金	7,593,485	△87,717	7,505,768
	1 特別会計繰入金	168,647	19,489	188,136
	2 基金繰入金	7,424,838	△107,206	7,317,632
21	繰越金	2,089,786	869,545	2,959,331
	1 繰越金	2,089,786	869,545	2,959,331
22	諸収入	6,524,590	△76,642	6,447,948
	5 雑入	4,943,543	△76,642	4,866,901
23	市債	9,095,000	1,430,000	10,525,000
	1 市債	9,095,000	1,430,000	10,525,000
	歳入合計	162,543,814	5,362,927	167,906,741

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	741,848	△5,331	736,517
	1 議会費	741,848	△5,331	736,517
2	総務費	15,814,634	3,180,486	18,995,120
	1 総務管理費	7,619,579	3,491,818	11,111,397
	2 総務諸費	4,323,932	△241,225	4,082,707
	3 徴税費	1,932,567	△4,420	1,928,147
	4 戸籍住民基本台帳費	1,226,493	△32,514	1,193,979
	5 選挙費	336,184	△7,987	328,197
	6 統計調査費	276,215	△25,186	251,029
3	民生費	67,375,534	△660,890	66,714,644
	1 社会福祉費	16,308,727	△7,011	16,301,716
	2 老人福祉費	12,478,963	△13,262	12,465,701
	3 児童福祉費	33,353,169	△640,617	32,712,552
	4 生活保護費	5,234,622	0	5,234,622
4	衛生費	15,931,194	△230,525	15,700,669
	1 保健衛生費	5,911,823	△262,242	5,649,581
	2 衛生諸費	3,596,761	176,630	3,773,391
	3 環境費	1,469,897	△44,034	1,425,863
	4 清掃費	4,952,713	△100,879	4,851,834
5	労働費	105,844	△2,000	103,844
	1 労働諸費	105,844	△2,000	103,844
6	農林業費	3,010,995	19,862	3,030,857
	1 農業費	2,016,548	△9,505	2,007,043
	2 農業基盤整備費	668,546	30,672	699,218
	3 林業費	325,901	△1,305	324,596
7	商工費	2,968,392	△33,707	2,934,685

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 商工費	千円 2,968,392	千円 △33,707	千円 2,934,685
8	土木費	28,245,987	△657,312	27,588,675
	1 土木管理費	1,270,514	△11,300	1,259,214
	2 交通安全対策費	330,853	△4,200	326,653
	3 道路橋りょう費	5,430,417	△156,454	5,273,963
	4 河川費	415,282	2,256	417,538
	5 都市計画費	11,081,779	1,097,109	12,178,888
	6 公園緑地費	7,364,283	△1,505,412	5,858,871
	7 土地区画整理費	483,553	△7,931	475,622
	8 住宅費	1,869,306	△71,380	1,797,926
9	消防費	4,806,557	△9,854	4,796,703
	1 消防費	4,806,557	△9,854	4,796,703
10	教育費	16,103,822	3,762,198	19,866,020
	1 教育総務費	2,796,827	△20,778	2,776,049
	2 小学校費	1,826,137	435,182	2,261,319
	3 中学校費	1,137,134	3,616,873	4,754,007
	4 学校教育費	5,519,054	△55,674	5,463,380
	5 社会教育費	3,982,872	△213,611	3,769,261
	6 保健体育費	841,798	206	842,004
11	災害復旧費	762,237	0	762,237
	1 公共土木施設災害復旧費	561,365	0	561,365
	2 農林業施設災害復旧費	95,000	0	95,000
	歳 出 合 計	162,543,814	5,362,927	167,906,741

第2表 継続費補正

1 追加

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	2 小学校費	小学校校舎改修事業 (矢作北小学校 東棟)	千円 877,298	令和7年度	千円 70,379
				令和8年度	76,588
				令和9年度	730,331
	3 中学校費	中学校校舎改修事業 (美川中学校北棟)	1,326,820	令和7年度	122,713
				令和8年度	95,917
				令和9年度	1,108,190
		美川中学校 校舎整備事業	84,425	令和7年度	4,139
				令和8年度	0
				令和9年度	80,286
	4 学校 教育費	旧西部学校 給食センター 解体事業	159,720	令和7年度	7,986
令和8年度				151,734	

2 変更

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
2 総務費	2 総 務 諸 費	シビック センター 施設整備 事 業	千円 2,602,721	令和6年度	千円 700	千円 2,280,117	令和6年度	千円 700
				令和7年度	1,382,044		令和7年度	1,190,769
				令和8年度	1,219,977		令和8年度	1,088,648
3 民生費	3 児 童 福祉費	福 岡 南 保 育 園 園舎整備 事 業	652,339	令和6年度	17,230	605,489	令和6年度	17,230
				令和7年度	635,109		令和7年度	588,259
8 土木費	5 都 市 計画費	東阿知和 橋（青木 川）整備 事 業	433,400	令和6年度	23,540	433,400	令和6年度	23,540
				令和7年度	8,800		令和7年度	27,027
				令和8年度	102,520		令和8年度	84,293
				令和9年度	298,540		令和9年度	298,540
		岡 崎 駅 周辺整備 事 業	336,380	令和6年度	50,700	321,317	令和6年度	50,700
				令和7年度	142,716		令和7年度	133,400
		令和8年度	142,964	令和8年度	137,217			

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
8 土木費	5 都 市 計画費	若 松 線 整 備 事 業	千円 3,332,680	令和3年度	千円 17,226	千円 3,332,680	令和3年度	千円 17,226
				令和4年度	137,780		令和4年度	137,780
				令和5年度	377,770		令和5年度	377,770
				令和6年度	517,160		令和6年度	517,160
				令和7年度	627,573		令和7年度	1,277,942
				令和8年度	700,589		令和8年度	0
				令和9年度	954,582		令和9年度	1,004,802
	6 公 園 緑地費	岡崎中央 総合公園 総合 体育館 改修事業	1,200,410	令和6年度	172,700	1,059,987	令和6年度	172,700
				令和7年度	1,027,710		令和7年度	887,287

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
8 土木費	6 公 園 緑地費	岡崎中央 総合公園 空調設備 改修事業	千円 144,621	令和5年度	千円 6,400	千円 141,343	令和5年度	千円 6,400
				令和6年度	123,325		令和6年度	123,325
				令和7年度	14,896		令和7年度	11,618
10 教育費	2 小 学 校 費	小 学 校 校舎改修 事 業 (根 石 小 学 校 北 棟)	1,066,847	令和5年度	94,072	1,063,305	令和5年度	94,072
				令和6年度	937,505		令和6年度	937,505
				令和7年度	35,270		令和7年度	31,728
		小 学 校 校舎改修 事 業 (美 合 小 学 校 南 棟)	459,893	令和5年度	27,846	458,970	令和5年度	27,846
				令和6年度	416,548		令和6年度	416,548
				令和7年度	15,499		令和7年度	14,576
	3 中 学 校 費	中 学 校 校舎改修 事 業 (岩 津 中 学 校 中 棟)	912,262	令和6年度	94,203	911,646	令和6年度	94,203
				令和7年度	50,420		令和7年度	788,174
				令和8年度	767,639		令和8年度	29,269

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
10 教育費	3 中 学 校 費	中 学 校 校舎改修 事業 (矢 作 中 学 校 北・中棟)	千円 1,454,480	令和5年度	千円 43,589	千円 1,452,633	令和5年度	千円 43,589
				令和6年度	626,422		令和6年度	626,422
				令和7年度	737,565		令和7年度	735,718
				令和8年度	46,904		令和8年度	46,904
		中 学 校 屋 内 運 動 場 空 調 設 備 整 備 事 業	2,862,893	令和6年度	966,603	2,862,893	令和6年度	966,603
				令和7年度	0		令和7年度	1,896,290
				令和8年度	1,896,290		令和8年度	0
		矢 作 中 学 校 校 舎 整 備 事 業	79,488	令和6年度	5,922	79,488	令和6年度	5,922
				令和7年度	0		令和7年度	73,566
				令和8年度	73,566		令和8年度	0
		岩 津 中 学 校 校 舎 整 備 事 業	86,895	令和6年度	23,258	86,895	令和6年度	23,258
				令和7年度	0		令和7年度	63,637
				令和8年度	63,637		令和8年度	0

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
10教育費	5社 会 教育費	美 術 博 物 館 改 修 事 業 (第2期)	千円 1,651,172	令和6年度	千円 107,620	千円 1,462,426	令和6年度	千円 107,620
				令和7年度	1,537,126		令和7年度	1,348,380
				令和8年度	6,426		令和8年度	6,426

第3表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	地域情報通信 基盤整備事業	5,000
	4 戸籍住民 基本台帳費	戸籍整備事業	17,083
		住民基本台帳整備事業	12,650
4 衛生費	2 衛生諸費	水道事業会計出資事業	294,966
8 土木費	2 交通安全対策費	交通安全施設整備事業	3,800
	3 道路橋りょう費	橋りょう新設改良事業 (吹野橋)	2,986
	5 都市計画費	本宿駅周辺地区 整備推進事業	39,921
	6 公園緑地費	さくらの名所づくり 推進事業	5,049
9 消防費	1 消防費	災害対策設備整備事業	10,503
10 教育費	2 小学校費	小学校施設保全事業 (連尺小学校ほか4校)	389,031
11 災害復旧費	2 農林業施設 災害復旧費	農林業施設災害復旧事業	23,045

2 変更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
4 衛生費	3 環境費	地域脱炭素 移行推進事業	146,377 千円	地域脱炭素 移行推進事業	283,878 千円
8 土木費	3 道路橋 りょう費	道路ストック 点検修繕事業	181,750	道路ストック 点検修繕事業	243,750
		阿知和地区 工業団地関連 道路整備事業	67,700	阿知和地区 工業団地関連 道路整備事業	1,270,353
	4 河川費	河川改修事業	22,550	河川改修事業	28,468
	5 都 市 計 画 費	スマートイン ターチェンジ 整 備 事 業	455,400	スマートイン ターチェンジ 整 備 事 業	688,501
	7 土地区画 整 理 費	岡崎駅東土地 区画整理事業	54,503	岡崎駅東土地 区画整理事業	57,509
		岡崎駅針崎 若松土地 区画整理事業	124,772	岡崎駅針崎 若松土地 区画整理事業	130,353
11 災 害 復 旧 費	1 公共土木 施設災害 復 旧 費	河 川 災 害 復 旧 事 業	26,400	河 川 災 害 復 旧 事 業	39,600

第4表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校校舎改修事業費	96,000	普通貸借又は証券発行	7.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
中学校校舎改修事業費	1,428,000			
中学校校舎建設事業費	18,000			
計	1,542,000			

2 変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
シビックセンター施設整備事業費	900,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
保育園施設整備事業費	457,000			
水道事業費	191,000			
林道整備事業費	9,000			
道路整備事業費	1,802,000			
河川改修事業費	8,000			
スマートインターチェンジ整備事業費	269,000			
岡崎駅周辺整備事業費	79,000			
都市計画道路整備事業費	415,000			
東岡崎駅周辺地区整備事業費	101,000			
公園整備事業費	2,698,000			
公営住宅整備事業費	561,000			
消防施設整備事業費	168,000			
防災設備整備事業費	8,000			
美術博物館整備事業費	1,028,000			
地域文化広場整備事業費	201,000			
道路橋りょう災害復旧事業費	84,000			
河川災害復旧事業費	66,000			
その他公共公用施設災害復旧事業費	50,000			
計	9,095,000			

補		正		後	
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法		
853,000	変 更 な し	7.0%以内（ただし、 利率見直し方式で借 り入れる資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率）	変 更 な し		
447,000					
371,000					
変 更 な し					
1,652,000					
変 更 な し					
355,000					
変 更 な し					
947,000					
変 更 な し					
2,060,000					
変 更 な し					
158,000					
変 更 な し					
991,000					
変 更 な し					
66,000					
変 更 な し					
変 更 な し					
8,983,000					

令和 8 年第 44 号議案

令和 7 年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算
(第 3 号)

令和 7 年度岡崎市の阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算 (第 3 号)
は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第 1 条 繰越明許費の変更は、「第 1 表 繰越明許費補正」による。

令和 8 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 繰越明許費補正
変更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
2 工業団地 造成費	1 工業団地 造成費	阿知和地区 工業団地 造成事業	千冊 23,161	阿知和地区 工業団地 造成事業	千冊 2,580,575

令和 7 年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度岡崎市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（事業勘定の歳入歳出予算の補正）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 21,058 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32,495,450 千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（直営診療所勘定の歳入歳出予算の補正）

第 2 条 直営診療所勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,581 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 99,532 千円とする。

2 直営診療所勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 2 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	国民健康保険料	7,474,517	50,000	7,524,517
	1 国民健康保険料	7,474,517	50,000	7,524,517
5	県支出金	21,622,939	△6,482	21,616,457
	1 県補助金	21,622,938	△6,482	21,616,456
7	繰入金	3,296,105	△64,175	3,231,930
	1 一般会計繰入金	3,196,105	△14,175	3,181,930
	2 基金繰入金	100,000	△50,000	50,000
9	諸収入	60,648	△401	60,247
	2 雑入	35,644	△401	35,243
	歳入合計	32,516,508	△21,058	32,495,450

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	735,038	△11,573	723,465
	1 総務管理費	649,789	△8,194	641,595
	2 徴収費	84,845	△3,379	81,466
3	国民健康保険事業費納付金	9,827,841	0	9,827,841
	1 医療給付費分	6,818,125	0	6,818,125
4	保健事業費	363,612	△9,782	353,830
	1 保健事業費	31,596	△1,634	29,962
	2 特定健康診査等事業費	332,016	△8,148	323,868
6	諸支出金	45,696	297	45,993
	2 直営診療所勘定繰出金	8,321	297	8,618
	歳 出 合 計	32,516,508	△21,058	32,495,450

第2表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	診療収入	69,500	△3,433	66,067
	1 外来診療収入	56,992	△3,433	53,559
3	繰入金	33,251	△148	33,103
	1 事業勘定繰入金	8,321	297	8,618
	2 一般会計繰入金	24,930	△445	24,485
	歳入合計	103,113	△3,581	99,532

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	61,883	0	61,883
	1 総務管理費	61,883	0	61,883
2	医業費	40,730	△3,581	37,149
	1 医業費	40,730	△3,581	37,149
	歳出合計	103,113	△3,581	99,532

令和 7 年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度岡崎市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,748 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,698,772 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	1,134,551	△19,973	1,114,578
	1 一般会計繰入金	1,134,551	△19,973	1,114,578
5	諸収入	17,840	12,155	29,995
	3 雑入	9,211	12,155	21,366
6	国庫支出金	0	4,070	4,070
	1 国庫補助金	0	4,070	4,070
	歳入合計	7,702,520	△3,748	7,698,772

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	139,939	△3,748	136,191
	1 総務管理費	112,960	△3,347	109,613
	2 徴収費	26,979	△401	26,578
	歳出合計	7,702,520	△3,748	7,698,772

令和 7 年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度岡崎市の介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 127,118 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,847,877 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	5,646,464	30,730	5,677,194
	1 国庫負担金	5,106,903	33,429	5,140,332
	2 国庫補助金	539,561	△2,699	536,862
4	支払基金交付金	7,309,163	39,324	7,348,487
	1 支払基金交付金	7,309,163	39,324	7,348,487
5	県支出金	3,782,293	18,205	3,800,498
	1 県負担金	3,675,217	20,893	3,696,110
	2 県補助金	107,076	△2,688	104,388
7	繰入金	5,236,897	38,873	5,275,770
	1 一般会計繰入金	4,354,296	△305	4,353,991
	2 基金繰入金	882,601	39,178	921,779
9	諸収入	130,137	△14	130,123
	2 雑入	128,636	△14	128,622
	歳入合計	28,720,759	127,118	28,847,877

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	731,144	△18,524	712,620
	1 総務管理費	418,835	△5,000	413,835
	2 徴収費	25,132	△842	24,290
	3 介護認定審査会費	286,770	△12,682	274,088
2	保険給付費	26,567,989	167,147	26,735,136
	1 介護サービス等諸費	24,433,209	195,970	24,629,179
	2 介護予防サービス等諸費	963,151	△30,000	933,151
	3 高額介護サービス等費	726,535	21,077	747,612
	4 特定入所者介護サービス等費	402,920	△20,000	382,920
	6 その他諸費	16,134	100	16,234
3	地域支援事業費	741,314	△21,505	719,809
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	591,486	△17,851	573,635
	2 一般介護予防事業費	36,919	△3,654	33,265
	歳 出 合 計	28,720,759	127,118	28,847,877

令和 7 年度岡崎市継続契約集合支払特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度岡崎市の継続契約集合支払特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,954 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,638,633 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	繰入金	1,640,587	△1,954	1,638,633
	1 一般会計繰入金	1,635,738	△1,954	1,633,784
	歳入合計	1,640,587	△1,954	1,638,633

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	継続契約集合支出	1,640,587	△1,954	1,638,633
	1 継続契約集合支出	1,640,587	△1,954	1,638,633
	歳出合計	1,640,587	△1,954	1,638,633

令和 8 年第 49 号議案

令和 7 年度岡崎市こども発達医療センター特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度岡崎市のこども発達医療センター特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,463 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 264,924 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	診療収入	83,189	4,358	87,547
	1 外来診療収入	83,189	4,358	87,547
3	繰入金	174,774	△8,211	166,563
	1 一般会計繰入金	174,774	△8,211	166,563
5	諸収入	11,067	△610	10,457
	2 雑入	9,022	△610	8,412
	歳入合計	269,387	△4,463	264,924

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	206,265	△4,463	201,802
	1 総務管理費	206,265	△4,463	201,802
2	医業費	25,726	0	25,726
	1 医業費	25,726	0	25,726
	歳出合計	269,387	△4,463	264,924

令和 8 年第 50 号議案

令和 7 年度岡崎市岡崎駅東土地区画整理事業清算金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度岡崎市の岡崎駅東土地区画整理事業清算金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 19,488 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,490 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	換地清算金収入	1	19,489	19,490
	1 換地清算徴収金	1	19,489	19,490
2	繰越金	1	△1	0
	1 繰越金	1	△1	0
	歳入合計	2	19,488	19,490

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	換地清算金	1	△1	0
	1 換地清算交付金	1	△1	0
2	諸支出金	1	19,489	19,490
	1 一般会計繰出金	1	19,489	19,490
	歳出合計	2	19,488	19,490

令和 8 年第 51 号議案

令和 7 年度岡崎市宮崎財産区特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度岡崎市の宮崎財産区特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	歳 入 合 計	12,840	0	12,840

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	7,014	848	7,862
	1 総務管理費	7,014	848	7,862
3	区有林費	3,178	△848	2,330
	1 区有林費	3,178	△848	2,330
	歳出合計	12,840	0	12,840

令和 8 年第 52 号議案

令和 7 年度岡崎市形埜財産区特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度岡崎市の形埜財産区特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	歳 入 合 計	1,937	0	1,937

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	207	729	936
	1 総務管理費	207	729	936
3	区有林費	1,390	△729	661
	1 区有林費	1,390	△729	661
	歳出合計	1,937	0	1,937

令和 7 年度岡崎市病院事業会計補正予算（第 3 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度病院事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 7 年度病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のように改める。

（項 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(4) 主要な建設改良事業			
建設改良費事業費	950,049千円	△45,624千円	904,425千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第 1 款 病院事業収益	27,841,023千円	576,339千円	28,417,362千円
第 1 項 医業収益	25,187,895千円	3,000千円	25,190,895千円
第 2 項 医業外収益	2,653,122千円	573,339千円	3,226,461千円
	支	出	
第 1 款 病院事業費用	29,600,267千円	△59,914千円	29,540,353千円
第 1 項 医業費用	28,717,333千円	△66,253千円	28,651,080千円
第 2 項 医業外費用	871,099千円	6,339千円	877,438千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条中本文括弧書を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,817,281千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,946千円並びに過年度分損益勘定留保資金1,812,335千円で補填するものとする。）。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第 1 款 資本的収入	1,729,562千円	△44,462千円	1,685,100千円
第 1 項 他会計負担金	924,280千円	△1,162千円	923,118千円
第 4 項 企業債	798,300千円	△43,300千円	755,000千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	3,884,552千円	△382,171千円	3,502,381千円

第1項 建設改良費 2,565,362千円 △382,171千円 2,183,191千円
 (企業債)

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のように改める。

区分	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
補正前	施設改修事業費	798,300 ^{千円}	普通貸借	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は企業財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
補正後	施設改修事業費	755,000	変更なし	変更なし	変更なし

令和8年2月27日提出

岡崎市長 内田 康 宏

令和 7 年度岡崎市水道事業会計補正予算（第 3 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 7 年度水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のように改める。

（項 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(2) 年 間 総 給 水 量	40,430,000m ³	△228,000m ³	40,202,000m ³
(3) 1 日 平 均 給 水 量	110,767m ³	△625m ³	110,142m ³
(4) 主要な建設改良事業			
管路耐震化等工事 事業費	2,993,184千円	24,000千円	3,017,184千円
施設更新工事 事業費	704,733千円	656,779千円	1,361,512千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第 1 款 水道事業収益	8,282,555千円	△30,276千円	8,252,279千円
第 1 項 営業収益	7,244,142千円	△30,276千円	7,213,866千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用	7,578,430千円	△132,037千円	7,446,393千円
第 1 項 営業費用	7,344,076千円	△129,825千円	7,214,251千円
第 2 項 営業外費用	222,678千円	△2,212千円	220,466千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条中本文括弧書を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,382,510千円は建設改良積立金500,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額365,481千円並びに過年度分損益勘定留保資金3,517,029千円で補填するものとする。）。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第 1 款 資本的収入	1,458,407千円	310,776千円	1,769,183千円
第 2 項 出 資 金	603,473千円	186,448千円	789,921千円

第3項	工事負担金	244,649千円	△70,000千円	174,649千円
第6項	補助金	32,331千円	194,328千円	226,659千円
	支		出	
第1款	資本的支出	5,483,914千円	667,779千円	6,151,693千円
第1項	建設改良費	3,993,417千円	667,779千円	4,661,196千円
	(継続費)			

第5条 予算第5条に定めた継続費及び過年度議決済みに係る継続費の総額及び年割額を次のように改める。

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1資本的支出	1建設改良費	仁木浄水場非常用発電設備設置事業	千円 742,598	令和7年度	千円 58,300	千円 742,598	令和7年度	千円 717,685
				令和8年度	684,298		令和8年度	24,913
		額田南部浄水場設備更新事業	291,000	令和5年度	0	288,394	令和5年度	0
				令和6年度	220,600		令和6年度	220,600
				令和7年度	70,400		令和7年度	67,794

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた起債の利率を次のように改める。

区分	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
補正前	水道事業費	千円 300,000	普通貸借	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は企業財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低

					利債に借換えすることができる。
補 正 後	水道事業費	変更なし	変更なし	7.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	変 更 な し

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	963,825千円	△24,741千円	939,084千円

令和8年2月27日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

令和7年度岡崎市下水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和7年度下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

（項目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
(2) 年間総処理水量	36,613,000m ³	△424,000m ³	36,189,000m ³
(3) 1日平均処理水量	100,310m ³	△1,162m ³	99,148m ³
(4) 主要な建設改良事業			
管渠 ^{きよ} 施設築造工事 事業費	2,578,000千円	△321,870千円	2,256,130千円
管渠 ^{きよ} 施設改良工事 事業費	1,185,966千円	169,119千円	1,355,085千円
ポンプ施設改良工事 事業費	426,069千円	△189,895千円	236,174千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 下水道事業収益	10,884,056千円	△187,663千円	10,696,393千円
第1項 営業収益	6,639,443千円	△74,138千円	6,565,305千円
第2項 営業外収益	3,952,332千円	△113,525千円	3,838,807千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	10,686,289千円	△329,137千円	10,357,152千円
第1項 営業費用	9,717,850千円	△269,972千円	9,447,878千円
第2項 営業外費用	949,468千円	△59,165千円	890,303千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中本文括弧書を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,923,886千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額148,370千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額95,918千円、過年度分損益勘定留保資金3,070,778千円並びに当年度分損益勘定留保資金608,820千円で補填するものとする。）。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
------	---------	---------	-----

		収	入	
第1款	資本的収入	6,017,143千円	△713,125千円	5,304,018千円
第1項	企業債	4,218,700千円	△498,400千円	3,720,300千円
第2項	出資金	166,134千円	△11千円	166,123千円
第3項	負担金	171,016千円	△29,497千円	141,519千円
第4項	補助金	1,459,502千円	△185,217千円	1,274,285千円
		支	出	
第1款	資本的支出	9,899,933千円	△672,029千円	9,227,904千円
第1項	建設改良費 (企業債)	5,510,596千円	△672,029千円	4,838,567千円

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額及び利率を次のように改める。

区分	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
補正前	下水道事業費	千円 3,476,800	普通貸借	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は企業財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
補正後	下水道事業費	2,978,400	変更なし	7.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	変更なし

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費 (他会計からの補助金)	545,881千円	△31,907千円	513,974千円

第7条 予算第10条中「20,635千円」を「13,324千円」に改める。

令和8年2月27日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

令和 8 年度岡崎市一般会計予算

令和 8 年度岡崎市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 154,850,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(繰越明許費)

第 3 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第 4 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 4 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 5 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 5 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 6 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 7 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 市税		千円 74,424,886
	1 市民税	33,083,178
	2 固定資産税	29,358,995
	3 軽自動車税	1,062,187
	4 市たばこ税	2,233,817
	5 鉱産税	611
	6 入湯税	500
	7 事業所税	3,030,580
	8 都市計画税	5,655,018
2 地方譲与税		987,000
	1 地方揮発油譲与税	188,000
	2 自動車重量譲与税	687,000
	3 森林環境譲与税	112,000
3 利子割交付金		214,000
	1 利子割交付金	214,000
4 配当割交付金		706,000
	1 配当割交付金	706,000
5 株式等譲渡所得割交付金		778,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	778,000
6 法人事業税交付金		1,316,000
	1 法人事業税交付金	1,316,000
7 地方消費税交付金		11,240,000
	1 地方消費税交付金	11,240,000
8 ゴルフ場利用税交付金		83,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	83,000
9 自動車取得税交付金		1

款	項	金 額
	1 自動車取得税交付金	千円 1
10	環境性能割交付金	33,000
	1 環境性能割交付金	33,000
11	地方特例交付金	715,190
	1 地方特例交付金	712,903
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税 減収補填特別交付金	2,287
12	地方交付税	50,000
	1 地方交付税	50,000
13	交通安全対策特別交付金	39,583
	1 交通安全対策特別交付金	39,583
14	分担金及び負担金	1,120,826
	1 負担金	1,120,826
15	使用料及び手数料	2,664,035
	1 使用料	1,693,227
	2 手数料	970,808
16	国庫支出金	27,206,659
	1 国庫負担金	22,448,095
	2 国庫補助金	4,670,030
	3 委託金	88,534
17	県支出金	12,830,981
	1 県負担金	7,528,913
	2 県補助金	4,281,236
	3 委託金	1,003,878
	4 県交付金	16,954
18	財産収入	2,261,841

款	項	金 額
		千円
	1 財産運用収入	1,079,436
	2 財産売却収入	1,182,405
19	寄附金	623,745
	1 寄附金	623,745
20	繰入金	7,308,039
	1 特別会計繰入金	156,150
	2 基金繰入金	7,151,889
21	繰越金	1
	1 繰越金	1
22	諸収入	5,690,213
	1 延滞金及び過料	100,001
	2 市預金利子	40,512
	3 貸付金元利収入	919,965
	4 受託事業収入	578,138
	5 雑入	4,051,597
23	市債	4,557,000
	1 市債	4,557,000
	歳 入 合 計	154,850,000

歳出

款	項	金額
1	議会費	722,735
	1 議会費	722,735
2	総務費	14,344,709
	1 総務管理費	9,116,011
	2 総務諸費	2,820,401
	3 徴税費	1,368,560
	4 戸籍住民基本台帳費	714,295
	5 選挙費	153,882
	6 統計調査費	64,362
	7 監査委員費	107,198
3	民生費	68,867,565
	1 社会福祉費	17,187,998
	2 老人福祉費	12,887,884
	3 児童福祉費	32,952,292
	4 生活保護費	5,839,390
	5 災害救助費	1
4	衛生費	15,498,565
	1 保健衛生費	5,573,003
	2 衛生諸費	3,499,822
	3 環境費	1,623,128
	4 清掃費	4,802,612
5	労働費	102,669
	1 労働諸費	102,669
6	農林業費	1,720,985
	1 農業費	690,806
	2 農業基盤整備費	694,022

款	項	金額
	3 林業費	千円 336,157
7 商工費		3,225,173
	1 商工費	3,225,173
8 土木費		23,282,990
	1 土木管理費	1,282,078
	2 交通安全対策費	292,969
	3 道路橋りょう費	4,296,051
	4 河川費	493,182
	5 都市計画費	10,295,688
	6 公園緑地費	4,394,705
	7 土地区画整理費	909,111
	8 住宅費	1,319,206
9 消防費		4,896,387
	1 消防費	4,896,387
10 教育費		15,655,690
	1 教育総務費	2,603,407
	2 小学校費	1,794,873
	3 中学校費	1,342,187
	4 学校教育費	6,726,221
	5 社会教育費	2,389,842
	6 保健体育費	799,160
11 災害復旧費		225,000
	1 公共土木施設災害復旧費	185,000
	2 農林業施設災害復旧費	15,000
	3 文教施設災害復旧費	10,000
	4 その他公共公用施設災害復旧費	15,000

款	項	金 額
12 公債費		千円 6,207,530
	1 公債費	6,207,530
13 諸支出金		2
	1 普通財産取得費	2
14 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		154,850,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
8 土木費	8 住宅費	市営住宅建設事業 (大樹寺住宅 2号棟)	千円 1,794,040	令和8年度	千円 0
				令和9年度	253,847
				令和10年度	1,540,193

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 土木費	3 道路橋りょう費	道路整備事業	400,000
		橋りょう耐震事業	217,800
		橋りょう新設改良事業 (若 砂 橋)	121,000
	4 河川費	施設修繕事業	16,500

第4表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
会議録作成に要する経費	令和9年度	千円 770
OCRシステム導入に要する経費	令和9年度	28,822
本庁舎照明器具の賃借に要する経費	令和9年度から 令和18年度まで	170,170
額田保久簡易郵便局照明器具の賃借に要する経費	令和9年度から 令和18年度まで	917
街頭防犯カメラの賃借に要する経費	令和9年度から 令和18年度まで	120,162
学区市民ホーム照明器具の賃借に要する経費	令和9年度から 令和18年度まで	76,582
市民税等資料処理に要する経費	令和9年度	3,251
市民税当初賦課データ入力等に要する経費	令和9年度	769
個人住民税税額通知書等印字封入封緘 ^{かん} に要する経費	令和9年度から 令和10年度まで	21,988
軽自動車税納税通知書等印字封入封緘 ^{かん} に要する経費	令和9年度	4,232
税総合システム改修に要する経費	令和9年度	48,649

事 項	期 間	限 度 額
土地家屋経年異動判読及び地番図家屋図修正に要する経費	令和9年度	千円 71,896
督促状等印字封入封緘 ^{かん} に要する経費	令和9年度	8,771
社会福祉センター照明器具の賃借に要する経費	令和9年度から 令和18年度まで	14,792
保育園照明器具の賃借に要する経費	令和9年度から 令和18年度まで	24,871
岡崎墓園納骨堂照明器具の賃借に要する経費	令和9年度から 令和18年度まで	14,399
測定機器の保守に要する経費	令和9年度	482
プラスチックのリサイクルに要する経費	令和9年度から 令和11年度まで	101,940
ごみ収集車の購入に要する経費	令和9年度	11,148

事 項	期 間	限 度 額
愛知県信用保証協会 に対する損失補償	令和9年度	<p style="text-align: right;">千円</p> 平成21年度から平成23年度 において岡崎市中小企業事業 資金の不況対策資金を愛知県 信用保証協会の信用保証によ り融資を受け、かつ同協会が 期間延長に伴う条件変更に応 じた者が、償還元利金の全部 又は一部を返済しない場合に おいて愛知県信用保証協会が 代位弁済に係る求償権償却額 から中小企業信用保険法に基 づく保険金として受領した額 を控除した額の2分の1に相 当する額
愛知県信用保証協会 に対する損失補償	令和9年度から 令和23年度まで	岡崎市中小企業事業資金の経 営改善資金を愛知県信用保証 協会の信用保証により融資を 受けた者が、その償還期限後 一定の日時を経過しても償還 元利金の全部又は一部を返済 しない場合において愛知県信 用保証協会が代位弁済に係る 求償権償却額から中小企業信 用保険法に基づく保険金とし て受領した額を控除した額の 2分の1に相当する額
奥殿陣屋照明灯具の賃借 に要する経費	令和9年度から 令和18年度まで	5,891

事 項	期 間	限 度 額
東公園照明灯具の賃借に要する経費	令和9年度から 令和18年度まで	千円 5,236
市営住宅照明器具の賃借に要する経費	令和9年度から 令和18年度まで	15,708
高機能消防指令センター等の更新に要する経費	令和9年度	2,930,148
小学校照明器具の賃借に要する経費	令和9年度から 令和18年度まで	149,226
中学校照明器具の賃借に要する経費	令和9年度から 令和18年度まで	65,780
教育相談センター照明器具の賃借に要する経費	令和9年度から 令和18年度まで	14,399
学校給食配送（南部学校給食センター）に要する経費	令和9年度から 令和14年度まで	188,474
岡崎市土地開発公社による公共用地の先行取得に要する経費	令和8年度から 令和13年度まで	8,730,000
岡崎市土地開発公社が融資を受ける金融機関に対する債務保証	令和8年度から 令和9年度まで	9,000,000

第5表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎整備事業費	66,000	普通貸借又は証券発行	7.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
シビックセンター施設整備事業費	709,000			
保育園施設整備事業費	377,000			
岡崎げんき館整備事業費	25,000			
動物総合センター施設整備事業費	22,000			
水道事業費	205,000			
林道整備事業費	7,000			
家康館整備事業費	44,000			
道路整備事業費	1,230,000			
河川改修事業費	14,000			
スマートインターチェンジ整備事業費	145,000			
岡崎駅周辺整備事業費	28,000			
景観環境まちづくり推進事業費	23,000			
都市計画道路整備事業費	5,000			
東岡崎駅周辺地区整備事業費	310,000			
公園整備事業費	507,000			
公営住宅整備事業費	278,000			
消防施設整備事業費	167,000			

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
小学校校地改修事業費	千円 25,000			
中学校校地改修事業費	23,000			
タブレット型情報端末整備事業費	191,000			
学校給食センター整備事業費	79,000			
道路橋りょう災害復旧事業費	77,000			
計	4,557,000			

令和 8 年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計予算

令和 8 年度岡崎市の阿知和地区工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,927,001 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 8 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 512,000
	1 一般会計繰入金	512,000
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 市債		7,415,000
	1 市債	7,415,000
歳 入 合 計		7,927,001

歳出

款	項	金額
1	総務費	12
	1 総務管理費	12
2	工業団地造成費	7,418,686
	1 工業団地造成費	7,418,686
3	公債費	507,803
	1 公債費	507,803
4	予備費	500
	1 予備費	500
	歳 出 合 計	7,927,001

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業団地造成事業費	7,415,000 千円	普通貸借	7.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。

令和 8 年度岡崎市国民健康保険事業特別会計予算

令和 8 年度岡崎市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(事業勘定の歳入歳出予算)

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 33,001,750 千円と定める。

2 事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(事業勘定の歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により事業勘定の歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費並びに保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

(直営診療所勘定の歳入歳出予算)

第 3 条 直営診療所勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 102,804 千円と定める。

2 直営診療所勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 2 表 歳入歳出予算」による。

(直営診療所勘定の債務負担行為)

第 4 条 地方自治法第 214 条の規定により直営診療所勘定の債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

令和 8 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1	国民健康保険料	7,597,743
	1 国民健康保険料	7,597,743
2	一部負担金	1
	1 一部負担金	1
3	使用料及び手数料	22
	1 手数料	22
4	国庫支出金	2
	1 国庫負担金	1
	2 国庫補助金	1
5	県支出金	22,167,786
	1 県補助金	22,167,785
	2 財政安定化基金交付金	1
6	財産収入	39,233
	1 財産運用収入	39,233
7	繰入金	3,138,453
	1 一般会計繰入金	2,888,453
	2 基金繰入金	250,000
8	繰越金	1
	1 繰越金	1
9	諸収入	58,509
	1 延滞金・加算金及び過料	25,004
	2 雑入	33,505
	歳入合計	33,001,750

歳出

款	項	金 額
1 総務費		千円 581,511
	1 総務管理費	498,918
	2 徴収費	82,189
	3 運営協議会費	404
2 保険給付費		21,994,180
	1 療養諸費	19,007,650
	2 諸給付費	2,986,530
3 国民健康保険事業費納付金		9,983,714
	1 医療給付費分	6,801,616
	2 後期高齢者支援金等分	2,231,854
	3 介護納付金分	727,673
	4 子ども・子育て支援納付金分	222,571
4 保健事業費		363,087
	1 保健事業費	31,128
	2 特定健康診査等事業費	331,959
5 基金積立金		39,233
	1 基金積立金	39,233
6 諸支出金		39,025
	1 償還金及び還付加算金	30,300
	2 直営診療所勘定繰出金	8,725
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		33,001,750

第2表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
1 診療収入		千円 65,531
	1 外来診療収入	54,797
	2 その他診療収入	10,734
2 使用料及び手数料		349
	1 手数料	349
3 県支出金		885
	1 県補助金	885
4 繰入金		35,920
	1 事業勘定繰入金	8,725
	2 一般会計繰入金	27,195
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		118
	1 雑入	118
歳 入 合 計		102,804

歳出

款	項	金 額
1 総務費		千円 63,017
	1 総務管理費	63,017
2 医業費		39,287
	1 医業費	39,287
3 予備費		500
	1 予備費	500
	歳 出 合 計	102,804

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
照明器具の賃借に要する経費	令和9年度から 令和18年度まで	千円 4,189

令和 8 年度岡崎市後期高齢者医療特別会計予算

令和 8 年度岡崎市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,324,511 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1	後期高齢者医療保険料	7,123,982
	1 後期高齢者医療保険料	7,123,982
2	使用料及び手数料	1
	1 手数料	1
3	繰入金	1,179,608
	1 一般会計繰入金	1,179,608
4	繰越金	1
	1 繰越金	1
5	諸収入	20,919
	1 延滞金・加算金及び過料	900
	2 償還金及び還付加算金	8,730
	3 雑入	11,289
	歳 入 合 計	8,324,511

歳出

款	項	金 額
1 総務費		千円 137,304
	1 総務管理費	104,055
	2 徴収費	33,249
2 後期高齢者医療広域連合納付金		8,178,477
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	8,178,477
3 諸支出金		8,730
	1 償還金及び還付加算金	8,730
	歳 出 合 計	8,324,511

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
納入通知書印字封入封緘 ^{かん} に要する経費	令和9年度	7,435 千円

令和 8 年度岡崎市介護保険特別会計予算

令和 8 年度岡崎市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 29,440,768 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費並びに保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

令和 8 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1	保険料	6,360,272
	1 介護保険料	6,360,272
2	使用料及び手数料	10
	1 手数料	10
3	国庫支出金	5,658,770
	1 国庫負担金	5,123,758
	2 国庫補助金	535,012
4	支払基金交付金	7,608,640
	1 支払基金交付金	7,608,640
5	県支出金	3,932,892
	1 県負担金	3,835,163
	2 県補助金	97,729
6	財産収入	34,239
	1 財産運用収入	34,239
7	繰入金	5,665,591
	1 一般会計繰入金	4,531,969
	2 基金繰入金	1,133,622
8	繰越金	1
	1 繰越金	1
9	諸収入	180,353
	1 延滞金・加算金及び過料	1,501
	2 雑入	178,852
	歳入合計	29,440,768

歳出

款	項	金 額
1 総務費		千円 930,661
	1 総務管理費	606,503
	2 徴収費	29,890
	3 介護認定審査会費	292,937
	4 趣旨普及費	1,331
2 保険給付費		27,591,585
	1 介護サービス等諸費	25,463,325
	2 介護予防サービス等諸費	968,651
	3 高額介護サービス等費	745,233
	4 特定入所者介護サービス等費	373,829
	5 市町村特別給付費	23,665
	6 その他諸費	16,882
3 地域支援事業費		725,612
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	577,551
	2 一般介護予防事業費	34,916
	3 包括的支援事業・任意事業費	112,105
	4 その他諸費	1,040
4 基金積立金		34,239
	1 基金積立金	34,239
5 諸支出金		157,671
	1 償還金及び還付加算金	6,002
	2 一般会計繰出金	151,669
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		29,440,768

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
納入通知書印字封入封緘 ^{かん} に要する経費	令和9年度	千円 2,741
要介護認定調査に要する経費	令和9年度	108,900

令和 8 年度岡崎市継続契約集合支払特別会計予算

令和 8 年度岡崎市の継続契約集合支払特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,705,208 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 1,705,208
	1 一般会計繰入金	1,700,158
	2 特別会計繰入金	5,050
歳 入 合 計		1,705,208

歳出

款	項	金額
		千円
1	継続契約集合支出	1,705,208
	1 継続契約集合支出	1,705,208
	歳 出 合 計	1,705,208

令和 8 年度岡崎市額田北部診療所特別会計予算

令和 8 年度岡崎市の額田北部診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ107,560千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 8 年 2 月 27 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
1	診療収入	93,474
	1 外来診療収入	81,233
	2 その他診療収入	12,241
2	使用料及び手数料	555
	1 使用料	88
	2 手数料	467
3	県支出金	374
	1 県補助金	374
4	繰入金	13,102
	1 一般会計繰入金	13,102
5	繰越金	1
	1 繰越金	1
6	諸収入	54
	1 雑入	54
	歳 入 合 計	107,560

歳出

款	項	金 額
1 総務費		千円 53,743
	1 総務管理費	53,743
2 医業費		52,541
	1 医業費	52,541
3 公債費		776
	1 公債費	776
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		107,560

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
照明器具の賃借に要する経費	令和9年度から 令和18年度まで	千円 7,069

令和 8 年第 63 号議案

令和 8 年度岡崎市こども発達医療センター特別会計予算

令和 8 年度岡崎市のこども発達医療センター特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 287,871 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1	診療収入	97,531
	1 外来診療収入	97,531
2	使用料及び手数料	414
	1 手数料	414
3	繰入金	177,802
	1 一般会計繰入金	177,802
4	繰越金	1
	1 繰越金	1
5	諸収入	12,123
	1 受託事業収入	2,081
	2 雑入	10,042
	歳入合計	287,871

歳出

款	項	金 額
1 総務費		千円 219,901
	1 総務管理費	219,901
2 医業費		26,299
	1 医業費	26,299
3 施設整備費		36,759
	1 施設整備費	36,759
4 公債費		4,392
	1 公債費	4,392
5 諸支出金		20
	1 償還金	20
6 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		287,871

令和 8 年第 64 号議案

令和 8 年度岡崎市岡崎駅東土地区画整理事業清算金特別会計予算

令和 8 年度岡崎市の岡崎駅東土地区画整理事業清算金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 880,092 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1	換地清算金収入	278,000
	1 換地清算徴収金	278,000
2	繰入金	602,091
	1 一般会計繰入金	602,091
3	繰越金	1
	1 繰越金	1
	歳 入 合 計	880,092

歳出

款	項	金額
1 換地清算金		千円 880,092
	1 換地清算交付金	880,092
歳 出 合 計		880,092

令和 8 年度岡崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和 8 年度岡崎市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 25,126 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1	事業収入	11,467
	1 貸付金元利収入	11,467
2	繰入金	3,393
	1 一般会計繰入金	3,393
3	繰越金	10,265
	1 繰越金	10,265
4	諸収入	1
	1 雑入	1
	歳入合計	25,126

歳出

款	項	金額
		千円
1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	12,482
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	12,482
2	公債費	8,163
	1 公債費	8,163
3	諸支出金	4,481
	1 一般会計繰出金	4,481
	歳 出 合 計	25,126

令和 8 年度岡崎市宮崎財産区特別会計予算

令和 8 年度岡崎市の宮崎財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,987 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1	財産収入	2,488
	1 財産運用収入	2,487
	2 財産売却収入	1
2	寄附金	1
	1 寄附金	1
3	繰入金	5,495
	1 基金繰入金	5,495
4	繰越金	1
	1 繰越金	1
5	諸収入	2
	1 雑入	2
	歳 入 合 計	7,987

歳出

款	項	金額
1	管理会費	1,980
	1 管理会費	1,980
2	総務費	3,459
	1 総務管理費	3,459
3	区有林費	2,448
	1 区有林費	2,448
4	予備費	100
	1 予備費	100
	歳 出 合 計	7,987

令和 8 年度岡崎市形埜財産区特別会計予算

令和 8 年度岡崎市の形埜財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,683 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 27 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 1,233
	1 財産運用収入	1,232
	2 財産売却収入	1
2 寄附金		1
	1 寄附金	1
3 繰入金		447
	1 基金繰入金	447
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		1,683

歳出

款	項	金 額
1 管理会費		千円 290
	1 管理会費	290
2 総務費		167
	1 総務管理費	167
3 区有林費		1,176
	1 区有林費	1,176
4 予備費		50
	1 予備費	50
歳 出 合 計		1,683

令和8年度岡崎市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	一般病床	680	床
(2) 年	間	患	者	数	入院
			外	来	200,750
					人
					307,034
					人
(3) 1	日	平	均	患	者
					数
					入院
					550
					人
					1,274
					人
(4) 主	要	な	建	設	改
					良
					事
					業
					費
					3,553,477
					千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収		入	
第1款	病	院	事	業	収
					益
					28,161,765
					千円
第1項	医	業	収	益	
					25,575,623
					千円
第2項	医	業	外	収	益
					2,586,136
					千円
第3項	特	別	利	益	
					6
					千円
					支
					出
第1款	病	院	事	業	費
					用
					30,260,352
					千円
第1項	医	業	費	用	
					29,358,405
					千円
第2項	医	業	外	費	用
					890,758
					千円
第3項	特	別	損	失	
					8,189
					千円
第4項	予	備	費		
					3,000
					千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額599,093千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,421千円並びに過年度分損益勘定留保資金591,672千円で補填するものとする。）。

		収		入	
第1款	資	本	的	収	入
					4,878,792
					千円
第1項	他	会	計	負	担
					金
					960,489
					千円
第2項	固	定	資	産	収
					入
					1
					千円

第3項	投資償還金収入	500,210	千円
第4項	企業債	3,330,000	千円
第5項	補助金	2,292	千円
第6項	負担金	85,800	千円

支 出

第1款	資本的支出	5,477,885	千円
第1項	建設改良費	4,081,979	千円
第2項	投資	4,200	千円
第3項	企業債償還金	1,391,706	千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1資本的支出	1建設改良費	結核・感染症病棟建設事業	千円 2,057,964	令和8年度	千円 88,280
				令和9年度	1,969,684

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
岡崎市民病院のあり方検討支援及び経営強化プラン策定に要する経費	令和9年度	千円 34,012
高精度放射線治療システム購入に要する経費	令和9年度	750,000

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
統合情報システム更新事業費	千円 2,813,800	普通貸借	7.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と

施設改修 事業費	515,000	について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	協定する融資条件による。ただし、融資条件又は企業財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
結核・感染症 病棟建設 事業費	1,200		

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1款病院事業費用のうち第1項医業費用及び第2項医業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

14,296,972 千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、7,000,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
器械備品	全身用エックス線 CT診断装置	一 式
	画像診断装置 ワークステーション	一 式
	エキシマレーザー血管形成装置	一 式

令和8年2月27日提出

岡崎市長 内田 康 宏

令和8年度岡崎市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数		174,360	戸
(2) 年間総給水量		39,782,000	m ³
(3) 1日平均給水量		108,992	m ³
(4) 主要な建設改良事業	管路耐震化等工事	事業費	3,851,400 千円
	施設更新工事	事業費	304,697 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 水道事業収益		8,728,500	千円
第1項 営業収益		7,608,182	千円
第2項 営業外収益		1,120,316	千円
第3項 特別利益		2	千円
	支	出	
第1款 水道事業費用		7,840,361	千円
第1項 営業費用		7,639,386	千円
第2項 営業外費用		189,368	千円
第3項 特別損失		5,607	千円
第4項 予備費		6,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,224,960千円は建設改良積立金500,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額339,646千円並びに過年度分損益勘定留保資金3,385,314千円で補填するものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入		1,481,770	千円
第1項 企業債		300,000	千円
第2項 出資金		592,536	千円
第3項 工事負担金		244,481	千円

第4項	分 担 金	233,274	千円
第5項	他 会 計 負 担 金	56,826	千円
第6項	補 助 金	54,652	千円
第7項	固定資産売却代金	1	千円
支 出			
第1款	資 本 的 支 出	5,706,730	千円
第1項	建 設 改 良 費	4,456,102	千円
第2項	企 業 債 償 還 金 (企業債)	1,250,628	千円

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
水道事業費	千円 300,000	普通貸借	7.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は企業財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1款水道事業費用のうち第1項営業費用及び第2項営業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)	職 員 給 与 費	1,012,405	千円
(2)	交 際 費	50	千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、91,039千円と定める。

令和8年2月27日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

令和8年度岡崎市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 下水道接続戸数		154,200	戸
(2) 年間総処理水量		40,026,000	m ³
(3) 1日平均処理水量		109,660	m ³
(4) 主要な建設改良事業	管渠 ^{きよ} 施設築造工事	事業費	542,500 千円
	管渠 ^{きよ} 施設改良工事	事業費	1,141,195 千円
	ポンプ施設改良工事	事業費	457,252 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 下水道事業収益		10,631,430	千円
第1項 営業収益		6,814,718	千円
第2項 営業外収益		3,816,443	千円
第3項 特別利益		269	千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用		10,659,883	千円
第1項 営業費用		9,663,232	千円
第2項 営業外費用		988,640	千円
第3項 特別損失		4,511	千円
第4項 予備費		3,500	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,900,861千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額194,165千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額150,311千円、過年度分損益勘定留保資金2,884,356千円並びに当年度分損益勘定留保資金672,029千円で補填するものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入		4,244,329	千円
第1項 企業債		2,994,300	千円

第2項	出資金	150,715	千円
第3項	負担金	182,370	千円
第4項	補助金	909,732	千円
第5項	貸付金償還金収入	1,580	千円
第6項	固定資産売却代金	5,632	千円
支 出			

第1款	資本的支出	8,145,190	千円
第1項	建設改良費	3,588,418	千円
第2項	企業債償還金	4,551,972	千円
第3項	投資	4,800	千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
大 門 雨 水 ポ ン プ 場 吐 出 口 修 繕 に 要 す る 経 費	令 和 9 年 度	千円 50,000
ポ ン プ 場 の 改 築 に 要 す る 経 費 (早川雨水ポンプ場ほか1箇所)	令 和 9 年 度 から 令 和 10 年 度 ま で	1,220,500
ポ ン プ 場 等 の テ レ メ ー タ ー 改 築 に 要 す る 経 費	令 和 9 年 度	352,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下 水 道 事 業 費	千円 2,062,600	普 通 貸 借	7.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は企業財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは
資 本 費 平 準 化 債	931,700			

			率)	繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
--	--	--	----	--------------------------

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1款下水道事業費用のうち第1項営業費用及び第2項営業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 521,942 千円 |
| (2) 交際費 | 50 千円 |

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業経営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、39,689千円である。

令和8年2月27日提出

岡崎市長 内田 康 宏